

1996（平成8）年3月15日 発行  
高知短期大学『社会科学論集』第70号 拠刷

〈調査報告〉

ベトナムの「ドイモイ」政策と労働法典施行  
下の社会労働事情

芹沢寿良

〈調査報告〉

# ベトナムの「ドイモイ」政策と労働法典施行 下の社会労働事情

芹 沢 寿 良

## 内 容

### はじめに

1. 自分史におけるベトナム
2. ベトナム社会主義共和国の概要
  - (1)ベトナムの地理的位置
  - (2)ベトナム略史
  - (3)ベトナム戦争と完全解放
3. ドイモイ政策の背景と展開経過
  - (1)ドイモイ政策以前のベトナム
  - (2)ドイモイ政策の内容と成果
  - (3)全方位外交と対外的諸関係の改善
  - (4)ドイモイ政策が生みだした社会的諸問題
4. 1992年憲法の制定ードイモイの政治体制
  - (1)ベトナム憲法の歴史
  - (2)憲法制定経過
  - (3)憲法の基本的内容
  - (4)民法典等諸法律の制定、改廃
  - (5)祖国戦線の組織と性格
5. ドイモイ政策下の労働問題の顕在化
  - (1)労働力人口・雇用・失業・賃金関係の統計
  - (2)労働問題の顕在化に対する労働組合運動の対応

- (3)ベトナム労働総同盟の組織と活動
- (4)労働法典施行後の労働争議
- 6. 1994年ベトナム労働法典の基本的内容
  - (1)労働法典の制定施行の経過
  - (2)労働法典の主要条項
  - (3)1990年労働組合法
  - (4)中国における新労働法
- 7. ホー・チ・ミン市の民間中小・零細企業の労働事情
  - (1)縫製企業
  - (2)プラスチック工場
  - (3)進出日本企業
  - (4)資本投資と日系企業の進出状況
- 8. ベトナム人の社会生活－所得、女性、教育
  - (1)所得とバイク購入費用
  - (2)ベトナムの女性とベトナム女性同盟
  - (3)高い識字率、公務員再教育大学と日本語学校
- 9. ドイモイ政策の将来とベトナムの政治体制  
おわりに

## はじめに

私は、1995年8月29日から9月12日までの15日間、初めてベトナム社会主義共和国（以下ベトナムと略す）に滞在した。この間、ジャーナリスト、あるいは経済問題の専門家として長くベトナムと関わってきた友人四人と北部のハノイ、ハイフォン、中部のフエ、ダナン、そして南部のホーチミン（サイゴン）、ミートーの各地を廻り、ベトナムの都市の景観と農村の風物、多くの史蹟や文化遺産を見学し、またベトナムの人々の社会生活事情を視察した。さらに近年急増を続けている民間企業、外資系企業を訪問して新しい労働法制下

の労働事情について聞き取りを行なった。

1995年は、ベトナムにとって歴史的に大きな節目の年であり、ベトナム戦争終結・解放20周年であるとともに（4月30日）、ホーチミンがベトナム民主共和国の独立を宣言した建国50周年（9月2日）であった。また7月28日にベトナムのASEAN（東南アジア諸国連合）への加盟が承認され、8月5日にはベトナムとアメリカとの国交が正式に樹立されて両国の戦争状態に終止符が打たれ、ベトナムは完全に国際社会に復帰した年となったのである。私達はこのような歴史的な年のベトナム訪問となつたために旅のなかで、ベトナムのさまざまな歴史や文化、ベトナムの政治、経済、社会の現状や問題点及びベトナムの将来などをめぐって学習し議論も交わして出来るかぎり正しい認識が得られるように努めた。しかし限られた日程のために、まさに群盲象を撫でるの域をでるものではないが、友人の優れたガイドのおかげでベトナムへの一層の興味関心を高めることが出来た有意義な「視察、学習、調査の旅」であったと思っている。

私にとって1994年10月のマレーシアとタイ、1995年4月の中国に続く三度目のアジアの旅であったが、世界的に高い関心が寄せられているベトナムについて、「ドイモイ」という新しい国造りをめざす政策を学び、街頭や職場、市場、教育施設その他いたるところでベトナムの人々がエネルギーッシュに働き楽天的に生活している有様を実際に見聞出来たことは何よりの成果であった。

本稿では、ベトナム共産党によって1986年に決定され、国家の政策としてとくに1991年以降本格的に展開されているドイモイ政策とそれを国家の基本法に制度化した1992年憲法、および1995年1月からベトナムの全企業に適用されている新しい労働法典を紹介し、その下での最近の社会労働事情の一端を調査報告としてまとめておくこととしたい。私としては、引き続きドイモイ政策とベトナムの国民、社会、国家の将来について、労働問題と労働組合運動の動向を中心に注目していくことを考えている。もう一つ痛感していることは、ベトナムの正しい認識のためには、ベトナムだけではなく、歴史的に深い関係にある隣国ラオス、カンボジアの諸事情とベトナムとの関わりを

知ることが不可欠であるということであり、この点についても今後、関心をもち続けていくつもりである。

## I. 自分史におけるベトナム

はじめに、私の戦後の自分史のなかの「ベトナム」について簡単に振り返って見たいと思う。私は、日本帝国主義の中国に対する侵略戦争が開始された1931年の生まれで、少年時代を軍国主義の支配の下で過ごし、「侵略戦争」の認識は全くなく、ただ「聖戦」と信じ、その軍事的成果－占領地域・領土の拡大を無邪気に喜ぶだけであった。そんななかで小学校の高学年には進つて歴史や地理が好きになり、得意な科目として試験の得点は何時も高かつたことを記憶している。日本の地図はもちろん、世界の地図も暗記してかなり正確に描くが出来たが、インドシナ半島と仏印・「仏領インドシナ」の名称はその時覚え、「仏印進駐」という言葉も早くから知っていたように思う。しかし、「ベトナム」、そして「ラオス」、「カンボジヤ」という国名も地名についても記憶は全くない。

中学2年生の時に敗戦を迎え、国際的関係や日本の置かれた状態は根本的に変化することになり、ベトナムは長年のフランスの支配から独立して「ベトナム民主共和国」となるが、その時のあの有名な独立宣言も指導者ホーチミンについても、日本軍の武装解除やフランスの再支配への復帰についても、記憶のなかにほとんど残っていない。

フランスの再支配に対する第一次インドシナ戦争は、私の大学卒業の1954年まで続きジュネーブ協定によって終結するが、これについても後半期、とくに天王山といわれたディエンビエンフーの戦闘の頃からで、優れた軍事指導者として世界に名を轟かせたボーゲンザップ将軍の名前とともに記憶は鮮明である。今回の旅行でハノイの軍事博物館を見学した時、ディエンビエンフーの戦闘を記録したベトナム側の映画を初めて見たが、想像以上の激戦で、ベトナム人民の強大な敵に対する知恵と力を結集した不屈の戦いに驚嘆

した。ちなみに、当時のフランス側の状況を描いたフランス映画「愛と戦火の大地」が1995年12月に日本で上映されている。なお、ボーゲンザップ将軍は今日も国家の最長老としてなお健在で、現地でのテレビ放映であったが、1995年9月3日の独立宣言50周年記念式典に小柄な体躯の元気な姿を見せ、政府や党、外国招待者の席となったホーチミン廟の上から参加者の隊列に手を振っていたのが印象的であった。

ジュネーブ協定によってベトナムは不本意ながら北緯17度線で南北両国に分割されることとなり、北ベトナムは労働党（共産党）の指導のもとに社会主義社会の建設に向かい、一方南ベトナムはアメリカの支配のもとに置かれ、そのなかで南ベトナム解放民族戦線（ペトコン）が結成されるが、1964年にはアメリカ・南ベトナム政府と南ベトナム解放民族戦線・北ベトナム側との間の第二次ベトナム戦争が開始されることになるのである。

この「ベトナム戦争の時代」は、その後15年間つづき、現在の40代以上の世代は何らかの関わりを持っているが、学生、社会人として多くの人々は国際的世論の高まりの中で、戦争の早期終結を願ってアメリカの軍事介入を批判し、市民レベルの「ベトナムに平和を」連合（ベ平連）などさまざまな形のベトナム反戦運動を展開したのであった。私は、すでに大学を卒業し、労働組合運動に参加していたが、フランスに軍事的に勝利した小国ベトナムとその指導者への関心が急速に高まって、ベトナムの歴史や文化を紹介する本、ホーチミンの伝記やボーゲンザップの戦争と軍隊に関する本が翻訳出版されたり、北ベトナムの状況を伝えるルポルタージュ、生々しい写真や南ベトナム戦争従軍記が報道されるなどベトナムをめぐる情報はかつてなく豊富になっていた。私も多くのものを読み、民族自決権を踏み躊躇するアメリカの侵略行為に強い憤りを感じ、ベトナム反戦運動に積極的に参加した。労働組合運動の内部では、アメリカのいわゆる北爆がエスカレートする頃から反共主義の路線が強まり、共産主義の浸透、拡大を阻止するという「ドミノ理論」の立場から組合員から集めたアメリカと戦うベトナムへの支援資金カンパの半分を南ベトナム政府側に提供しアメリカと南ベトナム政府を事実上支持する流れが形成されて、労働組合運動が統一してベトナム反戦運動を進めるこ

は困難を極めていた。私が仕事をしていた労働組合運動はその潮流の中心であった。そんななかでも、当時労働組合らしい一定の戦闘性を発揮していた総評はベトナム戦争反対の姿勢を明確にして、1966年10月21日、初のベトナム反戦の政治的ストライキを組織した。それには、48の全国単産が参加し、日本の労働者の国際連帯の精神の高さを示した歴史的な意義をもつ行動として、国際的にも高く評価されたのである。私もこのストライキ闘争を支持して行動に参加したが、このストライキに対して政府や資本家団体、会社側、それに反共主義の立場の労働組合運動サイドから違法論が持ち出されたが、そのストライキを合法とする立場をとる法律家や学者の間でもストライキが憲法第28条の労働者の「争議権」の行使か、それとも憲法第21条の市民としての労働者の「表現の自由」の集団的行使かといった論争が展開されたのであった。労働組合で法規対策を担当していた私自身としては、この論争に対しては問題性を感じながら前者の理論的立場をとって対応したことを記憶している。

1971年7月、西ヨーロッパ諸国の労働事情調査の帰路、利用便が給油のため南ベトナムの首都サイゴンのタンソンニュット空港に着陸し、かなりの時間機内に待機させられたことがあった。当時、ベトナム戦争はアメリカと南ベトナム側の敗色が濃くなりながらもアメリカ軍による空爆が強化されていたが、その関係で機内の窓は全部閉めさせられ、外を見ることも禁止されて緊張した空気に包まれていた。そんな状況のなかでそっと盗み見した空港には迷彩を施した戦闘機が相当数配備されていたことが鮮明に記憶されている。

1975年4月、サイゴンが解放戦線の攻勢の前に陥落し、ベトナム戦争（第二次インドシナ戦争）は終結した。ベトナムの勝利はまさに世界史的な勝利であり、これを歓迎し、心からよろこんだことはいうまでもない。そして、1976年に南北ベトナムの統一が実現してベトナム社会主義共和国が成立し、ベトナムは新しい時代を迎え、社会主義建設が進められていった。私は当然のこととして受けとめ必ず成功するものと考えていた。

まもなく、ベトナムとカンボジヤ・ポルポト派との軍事紛争、ベトナム軍のカンボジヤへの進攻、中国のベトナムへの進攻と戦争といった事態が発生

した。こうした事態は私にとっても大ショックであった。社会主义国家間の戦争は本来あり得ない、起こりえないものという根本的な考えをもっていただけに、真相がわからぬままこのようなことがあってもよいのかと心を痛め、どっちもどっちという気持ちで事態の推移を見守らざるを得なかつたのである。このような事態が発生するインドシナの歴史的情勢やカンボジア問題についてほとんど無知であったからであるが、今回の旅行で友人からこの複雑さの歴史的、政治的背景を詳しく学ぶことが出来た。

私自身、その後のベトナムの社会主义建設がこうした国際関係の中で生じた孤立化のために、経済的な困難を抱えていたことは少しあは知っていたが、その状況や原因についてよく知ろうともせずそれらは社会主义国家だからいづれ必ずや解決するであろうといった盲目的な「信頼」感のようなものからくる楽観論があつて重要視しなかつたのである。このようにベトナムに対する関心はかなり薄氷でいた。ほとんど無関心に近かつたといってよい。

中国の「改革開放」政策やソ連のペレストロイカ、東欧諸国の動揺、ベルリンの壁撤去、そしてソ連の崩壊、社会主义体制の解体といった歴史的な激動の展開、そうしたなかで、わが国の知識人の間に拡がっていた「89ショック」といわれた思想状況、それらを利用した財界や企業、右派労働組合運動の「社会主义敗北・資本主義勝利」論といったイデオロギー問題に関心が向いていた。したがつて、こうした世界史的激動を深刻に受けとめつつ、ベトナムが独自に進めていた「ドイモイ」については私の視野には入ってこなかつたのである。日本でもあまり大きく報道されなかつたこともあるが、その点で全くの不勉強であった。ベトナム戦争の終結とともに「ベトナムから遠ざかり、ベトナムを忘れていった」と言われても致し方ない状況であった。

ただ、ベトナム戦争終結後、アメリカでベトナム戦争を反省し、告発する映画「帰郷」とか「地獄の黙示録」、「プラトーン」、「フルメタル・ジャケット」などが制作され上映されたが、映画好きの私はそれらは欠かさず観ていた。

長い「空白状態」から、私が再びベトナムに強い関心を向けはじめたのは、1994年10月、日本の独占資本が進出し、現地企業に数々の労働問題を発生させているマレーシアとタイにおける労働事情の調査に参加し、また1995年4

月に文化交流のために中国を訪問した際に「改革開放」政策下の変貌著しい上海や地方都市の生活事情の一端に接した時からである。とくにマレーシアとタイに進出している日本企業の関係者は、現地労働者の賃金が最低賃金法の改定や労働組合の賃金闘争の結果年々引き上げられる情勢が続くなかで、労働力コストの安さからくる投資メリットが失われてきた、投資額もほぼ回収出来る見通しなので、さらに安くて勤勉な労働力を期待できるベトナムや中国に再投資することも検討しているということを公然と口にしていたのである。現地の労働者と労働組合は、すでにこうした動きを察知して進出企業の利潤確保を優先させ、その国の経済基盤の構築と発展、技術移転を軽視する姿勢に厳しい批判を強めていたが、私は今後ますます重要性をもつ日本企業の多国籍企業化の問題、その民主的な規制と東南アジア諸国との安定的な経済の発展、日本との協力関係を考えて行く場合、とくに日本企業が「最後のフロンティア」として中国以上に関心を高めているベトナムの社会労働事情について直接訪問し、ドイモイ政策下の基本的状況を調査把握しておくことがどうしても必要であると考えていた。経済界のベトナム、中国への関心の高まりを反映して、とくにドイモイが注目を集めていたベトナムについて、経済進出のメリットその実務書、ベトナム事情の紹介書などが次々に出版されていたが、ベトナムにとって歴史的な年に9月の独立宣言記念日をはさんでベトナム視察の旅をしようという話が急遽まとまり1995年8月はじめてのベトナム訪問となったのである。

## 2. ベトナム社会主義共和国の概要

### (1)ベトナムの地理的位置

ベトナム社会主義共和国は、インドシナ半島の東端に位置し、南北が全長約1600キロのS字形に細長く伸びている国で、面積は日本の九州を除いた大きさにほぼ等しく（331,688km<sup>2</sup>）、日本からは直線距離で約3600キロのところ

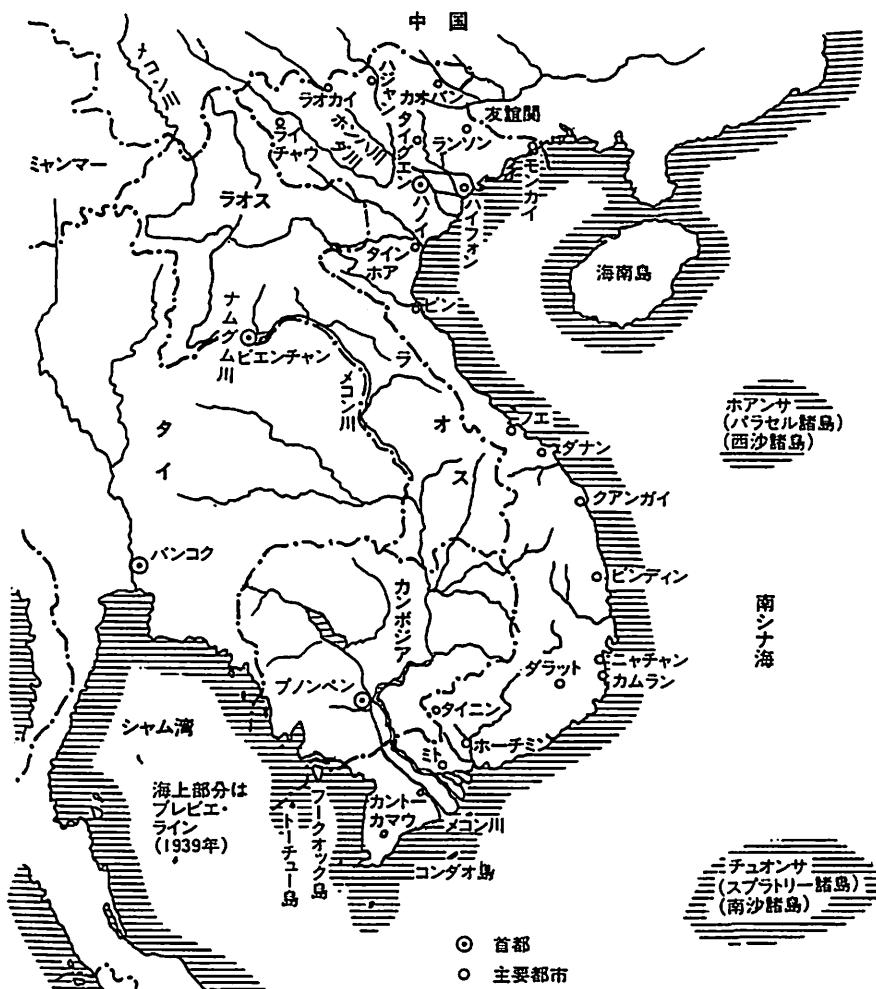
にある。ホーチミン市へは関西国際空港から直航便で約5時間、ハノイへは成田空港から香港乗り換え便でほぼ6時間程度、時差は日本より2時間遅れである。

ベトナムの地理的な特徴は、沿岸がトンキン湾、南シナ海、タイ湾に面して極めて長く、その長さは3200キロにも及び、内陸部は、西部のラオス国境には南北にチヨオンソン山脈（アンナン山脈）が南北に走り、平野部の北部には紅河を中心とした紅河デルタ、南部にはメコン河が形成したメコンデルタが拡がって、これら二つのデルタがベトナムの経済社会の中心地帯となっている。気候は、北部と中部の北半は亜熱帯で若干の四季の変化があり、中部の南半と南部は熱帯モンスーンに属し、乾季と雨季に分かれる「常夏の国」である。

国境は、北部が1150キロにわたって中国と接し、西部はラオスとカンボジアと接しており、このためベトナムは、歴史的にも両国とは政治、経済、文化、その他多くの面で深い関わりをもって今日に至っている。

ジャーナリストの井川一久氏の言う「ベトナムは古代から東北アジアと東南アジアを結ぶ地域、海のシルクロードの重要な中継点であり、この役割は今日も潜在的に続いている。すなわち東北に日本と中国、西南にインド、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、マレーシャとインドネシア、オーストラリアとニュージーランド、東にはブルネイとフィリピン、これらをつなぐ形で華人の国際ネットワークがシンガポールを軸として広がっている。つまり、ベトナムはこれら多様な地域を結ぶキーステートの位置を占めている。この位置の重要性は経済が国際化の一途をたどっている現在、いくら強調しても強調のしすぎにはならない」というベトナムの地理的重要性の指摘は重要である。

ベトナムの人口は、7200万人（日本の約60%）であるが、それを構成する民族の87.1%がベト族（自らをキン族と称している）で、他に北部山岳地帯のムオン族、メオ族、タイ一族、中部高原のエデ族などインドネシア系諸族、中・南部平野のチャム族、クメール族など、60余の少数民族が居住しているといわれている。このようにベトナムは多民族国家である。



「アジア動向年報」1995年版

### ベトナムのあらまし

国名	ベトナム社会主义共和国
首都	ハノイ〔人口230万人（93年末）〕
言語	ベトナム語
面積	33万1,688km <sup>2</sup> （九州を除く日本の面積に相当）
地理的位置	東経103.27度～109.28度 北緯8.30度～23.22度
人口	7,200万人（93年末） 人口増加率2.19%（93年）
民族	キン（越）族 87% その他53民族
宗教	仏教80%（主に大乗仏教） カトリック9% その他カオダイ教など
教育制度	初等教育5年間／中学校4年間／高等教育3年間／ 大学教育4～8年間
識字率	88%（男性93% 女性84%）（91年）
政治体制	社会主义共和制
政党	ベトナム共产党
書記長	ドー・ムオイ
国家主席（元首）	レー・ドゥック・アイン
政府首相	ヴォー・ヴァン・キエット
立法	国会／一院政／年2回招集／395席／任期5年／ 選挙権18歳以上
司法	憲法／1992年4月改正／最高人民裁判所、地方人民裁判所
通貨	ドン IUS\$ = 11,000 Dong（95年7月末現在）
経済体制	ドイモイ体制
農業人口	約80%
GDP	170兆越ドン（94年度）
一人当たりのGNP	170ドル（94年度）
経済成長率	8.5%（94年度）
インフレ率	5.5%（94年度） 14.4%（94年度）
失業率	20%（91年推定）
貿易額	輸出 36億ドル（94年度） 輸入 45億ドル（94年度）
特別都市と省	3特別市（ハノイ、ホーチミン、ハイフォン）、50省
日本の援助	有償資金援助 約580億円（94年度） 無償資金協力 56.7億円（94年度） 技術協力 18億円（94年度）

東郷 仁・古屋典子共著『ハノイからの招待状』より

## (2)ベトナム略史

文献によれば、すでに紀元前、中国の東南海岸一帯に百越とよばれる諸種族が住んでいたが、その最南端に雒（らく）越とよばれる種族がいて、これが漢民族の膨脹発展に抵抗しながら、しだいに南下してベトナム北端の紅河下流地域に定着し、ベトナム民族と祖先となり、はやくから青銅技術を修得し鍊磨させて「ドンゾン文化」を生みだし、また水田で米を栽培していた。そこに形成されていた部族連合的な地域的結合体（国）が、紀元前111年に中国漢民族の手に落ちてから10世紀、1000年の長きにわたって中国の支配のもとに独立を失っていた。ベトナム民族は、この間、中国諸王朝の押圧と支配に対する不断の抵抗闘争を展開するなかで、民族特有の伝統と精神を育成し、反中国の蜂起を何回か繰り返すなかで939年、中国の安南からの撤退をかちとり独立を回復したのである。

それからの900年のベトナムは、李（利）、陳（チャン）、黎（レ）、阮（グエン）の王朝支配が続き、1802年に最後の王朝として阮福映（グエン・フォックアイン）の阮（グエン）朝が成立し、ほぼ現在のベトナム領域全体を統一した阮福映は嘉隆（ザロン）亭を名乗り、国号を越南（ベトナム）としている。

フランスは、17世紀からベトナム各地に宣教師、商人を送り込んでいたが、ベトナムにおける宗教弾圧を口実に1867年までに南部ベトナムのほとんどを征服し、阮朝は、1883年にフランスのベトナム支配を認め、ベトナムは独立を失ってフランスの植民地に組み込まれた。やがて、カンボジヤ、ラオス、ベトナムより構成されたフランス領インドシナ連邦が設立され、ベトナムはトンキン（北）、アンナン（中央）、コーチシナ（南）に分割統治されることとなつた。

フランスの植民地支配に対して民族主義者や革命勢力によって1916年から反仏・独立運動が展開されたが、制圧され、そのなかから1926年にホ・チ・ミンを指導者とするベトナム青年革命同志会が発足した。これがのちに1930年のインドシナ共産党に発展する。しかし、1930年代の反仏蜂起はすべてフランス軍によって弾圧され、押しつぶされたのであった。

共産党の指導した反仏・独立運動は、そのようなもとでも粘り強く続けられ、1941年5月に同じくホ・チ・ミンを指導者に「ベトナム独立同盟」(ペトミン) という統一戦線組織を結成した。これには広範な故国の独立をめざす組織・団体・個人が結集した。1944年12月には、ボー・ゲン・ザップを指揮者とする「ベトナム解放武装宣伝隊」が結成され、これはのちにベトナム人民解放軍に発展したものである。

ペトミンは、結成後間もなく仏領インドシナに進駐、占領した日本軍に抵抗し、1945年8月15日の日本の降伏をきっかけに一斉に決起し、ベトナム全土を掌握して28日にはハノイに「ベトナム民主共和国臨時革命政府」を樹立、9月2日、全世界に独立宣言を発表した。独立宣言は、末尾に次のような決意を表明している。

「ベトナムは自由と独立の権利をもっている。そしてベトナムは自由、独立の国家である。ベトナム全人民は、この自由と独立の権利を守るために、あらゆる精神的、物質的な力を動員し、生命と財産を捧げることを決意している」

日本の敗戦を機にフランスは、ベトナムとの交渉においても不当な要求を持ち出して独立を否定し、軍事的压力を加えて、あくまでもインドシナの植民地支配を再建、継続しようとする意思を変えなかった。そのためフランスとベトナムの武力衝突は全土に拡大し、ホ・チ・ミン国家首席は、1946年12月31日、全国民に抗仏戦争への決起を呼び掛けるにいたった。これから1954年7月までインドシナで抗仏戦争（第一次インドシナ戦争）が続き、終結後も新たに抗米救国のベトナム戦争（第二次インドシナ戦争）へと、ベトナムは1975年まで30年間の戦争の時代へ突入していくのである。

第一次インドシナ戦争は、1954年のフランス軍の最重要軍事拠点、ディエンビエンフーの陥落という決定的な敗北を契機とするその後のジュネーブ協定の成立で終結し、協定によりベトナムは、北緯17度線を「暫定軍事境界線」として、北部にはベトナム民主共和国の軍隊が、南部にはフランスとそれを支援したベトナム国（フランスは1949年6月にバオダイ帝を立ててベトナム国を樹立した）の軍隊が集結して、2年以内に南北統一のための総選挙を実施するということになっていた。

しかし、第一次インドシナ戦争を「共産主義との対決」のための戦争としてフランスを支援していたアメリカは、この17度線を東西両陣営の勢力圏を定めた境界線＝国境線と考えて、非共産主義の南ベトナムをあくまでも維持しようとしていた。このアメリカの意向を受けたベトナム国の首相ゴーディンジェムは、みずからを大統領とするベトナム共和国を樹立し、ジュネーブ協定が定めた南北統一選挙の実施を拒否したのである。

南ベトナムにおけるゴーディンジェム大統領の独裁政治に対する農民を中心とする国民各層の不満や激しい反発が拡がるなかで、1960年12月に各層の組織、個人が参加する「抗米救国」の統一戦線・南ベトナム民族解放戦線を結成した。解放戦線の綱領は、「平和、独立、自由、祖国の統一のため、わが民族の運命のため、わが生活のため、自分たちの未来、自分たちの子孫のため、われらは立ち上がるであろうし、一つに結集するであろう」と述べていた。そして、解放戦線は、抗仐・抗日闘争の経験を生かして1961年2月に正規軍の南ベトナム人民軍を組織した。

### (3)ベトナム戦争と完全解放

アメリカと南ベトナム政権に対抗して闘争が繰り広げられて行く過程で、南ベトナムの内部矛盾はますます深まり、クーデターによりゴーディンジェムの政権が打倒され、1965年春には南ベトナム政権の危機はさらに深刻化して、その命運はまさに風前の燈となっていた。この状況に対してこれまで「宣戦布告なき戦争」として軍事介入の強化を進めてきたアメリカのジョンソン政権は、アメリカが直接戦争を担うことによって南ベトナム政権の崩壊を食い止める以外にないという道を選択し、北ベトナム爆撃の恒常化、韓国等同盟国軍を含む地上戦闘部隊の本格的投入を推し進めたのである。

こうして戦争は大々的に拡大し、当然のこととして死者、犠牲者が急速に増大していったが、解放戦線と北ベトナム人民軍の闘争も、また一般民衆の抵抗も一段と強化され、南ベトナム政権はますます不安定化していった。そうしたなかで小国ベトナムに襲いかかるアメリカに対する批判と戦争反対の

国際世論は高まり、アメリカ国内におけるベトナム反戦運動はさまざまな形態をとって大衆的に発展した。この時期、日本においてもベトナム人民に連帯した反戦平和の運動は、労働組合運動や平和運動団体が中心になって大きな盛り上がりを見せたのであった。

1968年1月、解放戦線と北ベトナム人民軍の大攻勢（いわゆるテト攻勢）が開始され、アメリカ国民や議会、政府、報道言論界に強い衝撃を与えるとともに、それが契機となってベトナム和平のためのパリ会談やアメリカ軍の撤退、北爆停止への道が開かれていくこととなった。これらが実現するまでにはその後さらにアメリカ側と解放戦線、北ベトナム側との複雑な交渉過程や状況の展開があったが、1973年1月27日、アメリカ、北ベトナム、南ベトナム、臨時革命政府の間でベトナム平和協定が締結され、停戦が発効した。

ベトナム平和協定締結後、間もなく隣国ラオスとカンボジアにおいても解放勢力が勝利を収め、それぞれ国内和平が実現した。

しかし、ベトナムにおいては、南ベトナム政権との間に民族和解評議会の設置の道さえ困難となり、残された唯一の道は武力による解決であった。1975年に入って主要都市が解放勢力の手中に落ち、4月に「ホ・チ・ミン作戦」と呼ばれた大規模なサイゴン攻略作戦が開始されるなかで、4月30日、解放勢力の戦車がサイゴンに入り、南ベトナム政府大統領が無条件降伏を宣言し、解放戦線旗が大統領官邸に翻って15年間に及んだベトナム戦争は終結したのである。それは30年に及ぶ独立闘争にの終焉であると同時に、115年にわたる植民地支配の終幕であった。

アメリカは、ベトナム戦争で最大54万3千人の兵力を投入し、第二次世界大戦のさい全世界で使われた量の約4倍の800万トンの爆弾、投下弾薬の総量1200万トンを使用した。ベトナム側の戦死将兵110万人、負傷60万人、非戦闘員の女性、子供の死亡200万人、負傷者200万人、アメリカ兵の戦死5万8200人、負傷30万人、南ベトナム政府軍の戦死22万人、負傷50万人、韓国など多国籍軍の戦死5千200人、死者の総数300万人を超え、その半数以上が戦闘に無関係の民間人であったという。

### 3. ドイモイ政策の背景と展開経過

#### (I) ドイモイ政策以前のベトナム

ベトナム戦争終結後、1975年11月15日、統一のための南北政治協商会議が開催され、76年4月に統一国会選挙を行なうことと国家統一を決定。それに基づく7月の新国会（北ベトナムのベトナム民主共和国国会を継承するものとして第六期国会となる）において両ベトナムは統一され、国名を「ベトナム社会主義共和国」、首都をハノイとすることを決定して新国家が誕生した。そして、サイゴン市は周辺の行政区を合併してホ・チ・ミン市となつた。ベトナム労働党もベトナム共産党と改称した。

政権党のベトナム共産党は、1976年12月に第4回党大会を開催してはじめ統一したベトナムを対象した第二次五ヵ年計画(1976～80年)を採択した。この計画は、南部の社会主义的改革とともに、社会的総生産を年率13～15%、国民所得を13～14%、農業総生産を8～10%、工業総生産を16～18%増加させるという野心的なものであった。ベトナムは、この計画を社会主义的計画経済システム=中央計画型指令経済システムを強化すること（私企業の国営化、公私合営化と農業の集團化）と对外経済面におけるソ連、東ヨーロッパの社会主义諸国との協力関係の緊密化（1978年のコメコン・経済相互援助会議への加盟）によって実現しようとしたが、あまりにも性急な社会主义的改造政策は、とくに天災と重なって農業生産の不振と生産余力のある南部農民の生産意欲の低下を生み出していた。さらにそれに加えて1975年頃から頻発していたカンボジヤ・ポルポト政権との国境紛争が1978年末のポルポト政権によるベトナム系カンボジヤ人を含む大量虐殺を阻止するためのカンボジヤへの「軍事介入」へと拡大し、翌年1979年にはベトナムに「懲罰」を加えるとして侵攻してきた中国との戦争が発生して、戦争の負担が重くのしかかる戦時統制体制へ逆戻りを余儀なくされることになった。このような事態のなかで当然、第二次五ヵ年計画は、目標を大きく下回ったのである。

失敗を自覚したベトナム共産党は、1979年9月に第6回中央委員会総会を

開催して「生産を促進し、国民生活の安定を確保し、保障する」ことを目標とした消費財産業と地方工業の発展を強調する決議を採択し、「新経済政策」の試験的実施を決定した。その主なものは、農業合作社の食料供給ノルマの5年間据え置き、農産物買い上げ価格の平均5倍の大幅引き上げ、農業合作社における生産物請負制度の導入、国営企業への経営主導権と財政自主権の付与、賃金制度の改訂（請負賃金制、出来高払い制の拡大、ボーナス制度の導入）などで次々に実施されていった。

この新経済政策は、第3次5ヵ年計画（1981～85年）においても踏襲され、諸改革が実施された。その成果は、生産面に顕著に表れ、とくに農業において、農民の生産意欲の向上を反映して食糧生産は増加の一途をたどり、工業部門の生産も増大に転じた。しかし、一方でインフレをもたらし、国民、とくに賃金労働者の生活を困難に陥れるとともに、規律の弛緩からくる社会的腐敗・堕落を生み出したのであった。1983年にはこうした状況を規制するための一連の振り戻し策がとられ、その結果、国民生産の成長率は下降線をたどったが、インフレ率は収まらず、年々急激な上昇を示して国民生活の混乱はさらに深まることとなった。

ベトナム共産党は、1985年6月に第8回中央委員会総会において、南北統一後10年の政治・経済情勢を総括し、経済管理機構が官僚主義的であり、中集権的性格の国庫補助金制度が経済発展と国民生活安定を阻害してきたことを認めて、中央指令型経済システムを廃止し、戦時体制を平時体制に移行させる決定をおこなったが、そのための具体的な政策は、(a)配給制度を廃止し、生計費に見合った給与を支給する。(b)賃金・生産必要諸経費を製造原価に算入し、企業に採算ベースの製品価格を認める。(c)財政・流通通貨の均衡を達成し、国家が商品の生産、流通、分配を管理する。(d)合理的な生産、資源利用に当たり、生産性、品質、効率を重視するといったものであった。しかし、通貨改革の失敗をきっかけにインフレはさらに悪化し、500%から700%以上の高率に達する狂乱インフレが全ベトナムを襲うことになり国民生活は極度に混乱した。そうしたなかで1986年に入ってベトナム共産党と政府の最高幹部の責任問題が噴き出し、人事交代問題にまで発展するに至った。ここから、ベ

トナムにおけるドイモイ政策が本格的に登場し展開されていくことになるのである。

1986年12月、ベトナム共産党は、第6回党大会を開催し、南北統一後の二期にわたる五ヵ年計画について「それまでの経済悪化の原因是『過渡期』を経ぬままの社会主義化にあった」と徹底的に自己批判を行い、「ベトナムは、社会主義への『長い過渡期』の入口に位置し、この段階では非社会主義セクター（個人企業や民間企業）の活動や市場経済システムを含めた経済発展を志向するのが望ましい」との考え方方に立って経済改革を中心とするドイモイ政策の推進を決定するとともに、それを担う党書記長に1983年に党政治局員から外されたグエン・バン・リンを選出し、指導層の大幅交代を行なった。

## (2) ドイモイ政策の内容と成果

第6回党大会は、経済報告において「国民生活の向上に必要な目標」として1986年～1990年の五ヵ年間の主要経済指標を食糧生産量（もみ換算）－（年平均）2000万～2050万トン、（1990年）2200～2300万トン、消費財生産の年平均成長率－13～15%、1986～1990年の輸出額－前計画期比70%増、人口増加率（1990年）－1.7%を掲げたが、「ドイモイ」政策の実現に向けた具体的政策の発表や制度改革は持ち越され、それらは1987年に入ってから党中央委員会が次々に打ち出していった。それらは、経済的な面では、第一は、中央による集権的な計画経済から市場経済体制へ移行させる。第二は、国営企業の経営自主権を拡大し、民営化を目指す。第三に、所有制度を改革し、従来の国有・公有・集団所有の所有形態からそれに私的所有、個人所有を加えた所有形態の多様化を認める。第四に、対外経済関係の開放政策を促進する。第五に農業改革により農民に土地の長期間にわたる使用権を認め、かつ農産物の生産と販売において大幅な自由を認める－といったものであった。

外務省の中臣 久氏は、「要するに、ドイモイとは、国内的混乱に加え、コメコン諸国の対越援助見直しという強い危機感の下で打ち出した抜本的な経済改革政策だったのである。ドイモイ政策のエッセンスとは、共産党の一党

独裁体制を堅持したうえで、中央指令型計画経済システムに代わって市場経済システムを導入し、経済面での改革を大胆に進めていくとするものである。第6回党大会の政治報告のなかでも、官僚的中央依存型経済体制の廃止、非社会主義的経済要素の容認と活用、食糧、生活必需品と輸出產品の増産というドイモイ改革が目指すべき具体的戦略目標が明確に打出されているのである」(『実感！ベトナム経済』P36)と述べている。

ドイモイ政策の中心は経済改革であったが、それだけではなく政治面での改革をも目指したものであり、そのなかでの最も重要な課題は、法治国家建設のための基本となる憲法の改正、ドイモイ政策を基本法化した憲法の制定であった。これについては別項でとりあげるが、1992年には実現させている。中臣 久氏は、別の論稿で「ベトナムにおける『ドイモイ』体制下での施策」を政治面を含めて以下のように整理されている(「ベトナムにおける社会主义の行方－市場経済化の中での社会主义体制－」[『外務省調査月報』1994年度第3号]。参考になるので引用しておく。

## 1. 工業化、近代化に沿った経済機構の改編促進

- (1) 技術革新と結合し、近代化とともに進める均衡の取れた工業化
- (2) 8%以上の成長率を確保するため、数年内に総資本をGDPの20%とし、以後それより高い目標とする。
- (3) 投資効率化のためのマクロ政策
  - (イ) 合法的所有形態、経営自由権の保護
  - (ロ) 財政政策の刷新、銀行、保険会社を中心とする資本市場の形成、銀行制度改革株式会社の普及、株式、再検討の流通と証券市場の設立
  - (ハ) 党、国家、警察、諸団体、企業等の乱費を抑制し、開発投資に投入
  - (ニ) 国外の資金、技術導入、外資の導入

## 2. 多要素経済発展政策を一貫して実施し、各経済セクターを成長させる。

- (1) 重点分野における、経済の主導的役割を持つ国営セクターの整備強化

- (2) 合作社経済の刷新と社員の自主的役割の発揚
- (3) 家族経営、個人経済発展のための支援
- (4) 私的資本経営を奨励。合法的所有権、利潤の保護

### 3. 社会主義の方向付けのある、国家管理下の市場システムの確立

- (1) 国は電力、水道、ガソリン、公共運賃等一部重要な物質とサービスについてのみ物価を設定し、その他は主として市場が設定。実態に即して柔軟に為替レート操作。合理的な給与水準設定。農産物、輸出品に対する選択的価格補助金政策。国内產品の保護、生産者、消費者双方の利益保護。物資、サービス、金融、技術、不動産等の市場形成。

(2)マクロ管理強化。財政改革、会計制度改革、銀行改革、インフレ抑制

### 4. 文化、社会問題に対する配慮（雇用増大、社会的公平の確保）

### 5. 国防と安全の確保（党、政権の防衛）

### 6. 対外関係拡大の継続

### 7. 人民の、人民による、人民のための法治国家建設

(1)人権と憲法に規定された所有権、基本的権利の保護

(2)選挙改革。極端な民主主義の生起を阻止。

(3)三権の強化

ドイモイ政策実施して間もなくのベトナム経済は、依然として困難と混乱が続いたが、1988年以降から軌道に乗りはじめ、農業生産は飛躍的な伸びを見せ、1989年には米の食糧輸入国からアメリカ、タイに次ぐ世界第三位の米輸出国となっている。さらに、こうしたなかで、奇跡的にインフレの沈静化を実現させ、1988年の500%のインフレ率を89年には40%にまで下げ、それ以後も二桁台に抑えてきていることは特筆すべきことである。

1991年6月、ベトナム共産党第7回大会が開催され、党書記長の政治報告は、5年間のドイモイ政策を総括して、ドイモイ政策は経済、国民生活、民主化で一定の成果を挙げ、社会主義建設を進めるうえで一つの画期となつたと評価するとともに、まだ経済的、社会的危機からは抜けきっておらず、過大評価は許されない、汚職、ヤミ商売、退廃的風俗営業などもうけるためにあらゆる手段を用いる風潮が現われており、これらに対しては断固たる措置

が必要であることを強調した。そしてドイモイ路線を継承し、一層推進することを確認して第五次五ヵ年計画（1991年～95年）を決定した。その基本目標は、①社会・経済の安定と発展のために問題解決に取り組むこと、②政治的安定の強化を図り、社会の不正行為を正して、ベトナムが経済危機におちいらないようにすることの二点に置かれたものであった。

党大会は同時に、「西暦2000年までの経済・社会安定・発展に関する戦略」を採択した。その戦略には「発展の観点と目標」が明記されているが、そのなかに「わが国の民族独立の強化と社会主义建設の道に従った経済・社会の発展は人民を豊かにし、国家を協力にし、人民が主人となり、人間愛に満ちた、文化的は、規律を持った、搾取と不平等を撤廃した社会に進め、すべての人が豊かに、自由に、幸福に暮らせるような条件を作る。……経済成長は、社会の進歩と公平、文化の発展、環境とを結合しなければならない。労働に応じた分配を主要な形式とし、富裕化の奨励と貧民の減少とを平行して進め、経済発展水準に応じた社会福祉の引き上げを行い、男女平等を実現し、すべての者が貢献し成果を享受できるような機会を作り出す。……2000年までの戦略の総括的な目標は経済危機から脱却し、経済・社会を安定させ、国の貧困と低開発を克服するため奮闘し、人民の生活を改善し、国防と安全を強化し、国が21世紀の初頭に向かって一層急速に発展する条件をつくることである。2000年までに国内総生産（GDP）を1990年の約2倍に引き上げること」を目標として設定した。

このいわゆる所得倍増計画の実現をめざす経済政策のポイントは—

①経営の自由な権利が保障された市場経済のもとで、全人民的所有（国有、公有）、集団所有、私的所有からなる多様な企業形態が存在する。国営企業は、中核的部門として強化・発展させ、重要な事項を担当し、民間企業が担当しない部門を担う。国営であることを必要としない企業については、経営形態、所有形態を転換するか、もしくは解体する。

②国営企業の管理システムの刷新として、集権的・官僚的な補助金制度の廃止を継続し、国家に管理された市場システムを統合的に形成し、効率的に運営する。物価、為替レート、および金利は市場システムに従って決定する。

また、専売的な、不可欠なごく少数の商品に対してのみ国家が価格を決定し、若干の農産品と輸出品に対してのみ価格保証政策を採る。

③銀行貸し付けについては、インフレ率よりも貸し付け金利を高くし、貸し付け金利を預本金利よりも高くする原則を尊重し、信用を通じての補助金（国営企業に対するインフレ率をも下回る低金利の貸し付け）を廃止する。

④国営企業の自主性を促進する。すなわち、経営の実施におけるイニシアティブ、財政自主権、労働者の選抜・配置、労働法に基づいた賃金の支払いと解雇、国内外の顧客との取引、他の経済単位との提携・合併などの点で、企業は十分な経営自主権を持つ。国営部門に漸次、株式会社形態を拡大する。

⑤対外経済政策としては、あらゆる国家・経済機関と独立、主権、平等、相互利益の原則に基づいて経済関係を多角化し、多様化させる。（グエン・スアン・オアイン著、丹野勲編訳『概説ベトナム経済』P182～183）

以後のベトナム経済は、きわめて順調に推移しており、経済的危機を克服して明るい兆しが見えはじめているといふとされているが、1995年からはじめて発行されたわが国の経済企画庁調査局編『アジア経済・1995』は、ベトナム経済は、92年、93年に引き続き、94年も国内需要の増大と輸出に支えられた高成長を続けており、実質GDP成長率は、93年8.1%、94年8.8%とさらに高まったとしている。農業生産、工業生産とともに増大し、対外経済関係としてベトナムが最も重視している外国の直接投資は、1987年の新しい外国投資法と二次にわたるより柔軟な内容への改正のなかで増大を続けており、サービス業や観光業、石油・天然ガスなどエネルギー開発関連を中心に93年35.8%増（26.2億ドル）、94年50%増（40.4億ドル）となっている。しかし、ベトナムが現在もなお依然として各種の国際統計からは「世界の最貧国」であることには変わりはないのである。

ここで、ベトナムの人々の日常的な社会生活がどのように変わったのか、ドイモイ政策下のベトナム国民の生活状況の変化をつぶさに観察したジャーナリストの井川一久氏は、ひとことでいって、衣食住すべてがドイモイ以前より格段に豊かになったとし、「ハノイやホ・チ・ミンの平均的な家庭ではビデオデッキつきのカラーテレビ、電気冷蔵庫、日本製バイクが三種の神

器となり」、「ホテル、レストランが増え、日曜日に着飾って、カメラをぶら下げて、家族連れでレストランに行く姿が多くなった」、「人々の服装もカラフルになり、女性は伝統のアオザイとともにスカート姿が目に付くようになった」、「中部以南の諸都市では、女子中学・高校生の制服が1975年以前と純白のアオザイになった」、「農村風景も大きく変化し、住居もどんどん煉瓦壁に瓦ぶきのカラフルな家に改装されている」、「大都市の近郊農村でも高層アパートや建て売り住宅が続々できて、ベッドタウン化が進行している」、「サイゴンとハノイには、メータータクシーが史上初めて出現した」、「英語と日本語の習得熱が高まった」ことなどを具体的にあげている（「誇り高いトイモイの国—ベトナムの現代史と文化」「メコン川流域の開発と人々」 P35以下）。

また、ベトナムの長期に滞在して仕事をしてきたある日本人は、トイモイによって87～91年の間に起きて、それ以前になかったことの具体例として「だれでもプライベートな電話がもてるようになった」「ホーチミン市で電話がもてるようになった」「衛生利用の国際通信回線が開かれ、国際電話がダイヤル直通となった」「ファックスが導入された。個人でもファックスを買える」「広告が解禁された。看板、テレビコマーシャル、新聞雑誌広告が可能となった」「広告代理店設立」「外国企業の事務所設立許可。ベトナム人スタッフの雇用許可」「日本料理店開店」「スーパー・マーケット開店」「ホテルにパソコン導入」「空港、街角の公衆電話設置」「空港にタクシー出現」「ブンタオ市のホテルでオーストラリアのテレビの衛星放送サービス開始」「ホーチミン市のホテルで、西側の映画のビデオサービス開始」「ベトナム語版カラオケビデオ、レーザーディスク発売」「美人コンテスト開催」「英語版のビジネス日刊紙発売」「西側企業との合弁のディスコ出現」「西側の人間を含めた国際マラソン開催」と報告している（大沢孝道著「ベトナムから—刷新・トイモイに見る大飛躍の予兆」P69～70）。この人は、その後ホーチミン市の市民生活について「トイモイが進む中、怒濤のように禁止事項が撤廃されていった。その結果、人々は、個人の電話、自家用車、家、会社を自由に買ったり設立したりできるようになり、国内でも海外でも自由に行き来が出来るようになった。……規模こそ違え、お隣のタイ、フィリピンやインドネシアのように、自由に行き来し、観

**最近のマクロ経済指標**

	90年	91年	92年	93年	94年
1. G D P (89年価格10億ドン)	29,526	31,286	33,991	36,735	39,982
2. G D P の内訳 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(1)物的生産活動	63.1	62.3	62.9	62.5	62.0
(イ)農林業	39.4	38.0	37.5	36.0	34.4
(ロ)工業	18.6	19.3	20.4	21.1	21.9
(ハ)建設	3.8	3.8	3.9	4.2	4.7
(二)その他	1.3	1.2	1.1	1.2	1.0
(2)非物的生産活動	36.9	37.7	37.1	37.5	38.0
(イ)貿易	11.8	11.7	11.4	11.2	11.2
(ロ)観光、サービス	12.4	13.0	12.8	13.3	13.2
(ハ)行政、教育	8.9	9.1	8.9	9.0	9.4
(二)運輸通信	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4
(ホ)財政金融	1.3	1.4	1.5	1.6	1.8
3. 経営形態の内訳 (%)					
(1)農林水産業					
(イ)国営	2.9	2.9	2.0	2.8	2.9
(ロ)非国営	97.1	97.1	98.0	97.2	97.1
(2)工業、建設					
(イ)国営	52.7	67.0	69.4	70.1	68.8
(ロ)非国営	47.3	33.0	30.6	29.9	31.2
(3)サービス業					
(イ)国営	42.3	44.3	42.9	44.4	45.9
(ロ)非国営	57.7	55.7	57.1	55.6	54.1
4. 労働人口 (千人)	30,294	30,974	31,819	32,718	33,669
(1)農業	21,689	22,276	22,998	23,684	24,364
(2)工業	3,392	3,394	3,450	3,522	3,595
(3)商業、サービス業	2,194	2,246	2,270	2,325	2,393
(4)行政教育	1,204	1,209	1,237	1,269	1,290

出所：越統計総局資料  
中臣 久著『実感！ベトナム経済』より

光を楽しみ、仕事をするあたりまえの国になった」とドイモイですべて変わったことを強調している(『ベトナムー長期滞在者のための最新情報55』P141)。

### (3)全方位外交と対外的諸関係の改善

対外的な関係の面で1979年の中越戦争以来、中国とは冷戦、緊張の関係が続いたが、1991年にカンボジア問題でパリ和平協定が成立すると、1989年にベトナム軍がカンボジアから完全に撤退し、その結果諸外国や国際機関との政治的、経済的な関係も急速に修復に向かい、このような情勢の変化のなかで中国との関係も好転して国内的にも1945年の独立宣言以来続いてきた戦時体制に終止符が打たれることになった。平和的な対外的環境の確立が経済再建のドイモイ政策の推進にプラスに作用していったことは明らかである。

ベトナムがドイモイ政策による国民経済の再建をめざす市場経済体制の導入を成功させるためには、カンボジア、中国との戦争以来の国際的孤立から抜け出し、国際社会に復帰することは絶対的な必要条件であった。このためにベトナムがどのように全方位外交を展開してきたか、その跡を簡単に見ておこう。

1986年にドイモイ政策の採用と同時に従来の「社会主义諸国」との友好を第一とする外交から、アメリカ、日本、フランスをはじめとする西側先進諸国および中国やA S E A N諸国とも友好関係を確立するという「全方位外交」へ転換させ、今日まで活発な外交活動を展開してきている。

ベトナムの「全方位外交」について、あるベトナム研究者は、ベトナムの観点からする優先順位があるとして第一のグループは、隣国のラオス、カンボジア、第二のグループは中国とアメリカ、第三のグループは、旧ソ連・東欧諸国、キュバー、第四のグループは、日本、オーストラリア、カナダ、韓国、台湾、A S E A N諸国、第五のグループは、フランス、ドイツ、イギリスなどのE U諸国、第六のグループは、いわゆる非同盟諸国、第七のグループは、それ以外の諸国としている。こうした諸国との外交関係を樹立し、推進するために、1988年の国会では、憲法の前文に書き込まれていた「敵国条項」

の修正を行い、「フランス植民地主義」、「アメリカ帝国主義」、「日本帝国主義」、「中国霸権主義」といった国名を名指した批判的表記をすべて削除したのであった。

この研究者は指摘していたが、スエーデンについて、ベトナムが最も国際的に孤立していた時代から一貫して好意的でスエーデンの政府もN G Oもベトナムに人間と金を送って細々ながら西側では最も熱心に支えてくれた国であるというジャーナリストの指摘は注目に値しよう。

「全方位外交」の活動は、1992年以降急速に推進されていくが、1993年に入るとベトナムの外相、首相、国会議長の韓国、日本、フィリピン、豪州、西欧諸国訪問、また、フランス、タイ、ラオス、ドイツ、国連、カンボジヤなどの諸国や国際機関の大統領、皇室関係者、首相、外相、事務総長らのベトナム訪問が行なわれている。こうしたなかで、ベトナムとアメリカとの外交関係正常化へ話し合いも進められ、ベトナムがM I A（行方不明米兵）の捜索活動に人道上の問題として最大限協力する姿勢を打ち出し、アメリカは、「ベトナムのI M Fに対する延滞債務を解消する各国の努力に反対しない」ことを決定した。このことは、ベトナムがI M Fや世界銀行、アジア開発銀行から新規の融資を受けることが可能となることを意味し、それが実現すればドイモイ政策による経済復興が本格的に進むことは間違いないという出来事であった。そして、1993年11月、パリで世界の主要援助国23ヵ国、17の国際機関が一同に会してベトナム支援国會議が開催され、ベトナムへの支援が約束されたのである。これはベトナムの国際社会への復帰を象徴していた。

1994年2月、アメリカは、このような流れのなかで、対ベトナム禁輸措置（エンバーゴ）の全面解除を決定し、両国での連絡事務所の開設を提案した。これにベトナム側が同意することによって米越関係の改善は大きく前進することになり、これを契機に近隣諸国、とくにA S E A N諸国との関係も一層頻繁になって、首脳クラスの公式相互訪問が相次いで行なわれている。

8月には、日本の村山首相のベトナム訪問が実現して「日本とベトナムの新時代の幕開け」として評価されたが、日本は1976年にベトナムと外交関係を樹立していたが、1978年末にベトナムのカンボジヤ侵攻を契機とするアメ

リカの対米ペトナム禁輸措置に同調して経済協力を凍結し以来、ペトナムとの関係は政治的にも、経済的にも長い冷却停滞の時代が続いていたのである。そして11月には中国・江沢民国家主席兼共産党総書記の公式訪問があり、1994年の動向を見れば、たしかにペトナム側がいよいよ「'94年は、ベトナムの对外関係における歴史的転換点」であったといえよう。

1995年に入ると、独立宣言50周年、ペトナム戦争終結20周年を迎えたペトナムの对外的関係は、一層安定化の方向へ進み、7月、ペトナムのASEANへの正式加盟が実現し、8月、アメリカとの国交関係が正式に確立されたのである。

#### (4) ドイモイ政策が生み出した社会的諸問題

ドイモイ政策のこの10年近い経過は、以上のような成果、光の部分を生み出しただけでなく、1991年のペトナム共産党第7回大会の政治報告でも指摘されたような社会的に克服すべき新たな問題点、影の部分を多く生み出している。わが国の新聞のペトナム現地からの報道でもこれまでしばしば指摘され、また旅行者の率直な疑問として出されてきたが、1989年以降について列挙すれば次のような諸点であろう。労働問題に関わる部分については別項でやや詳しくとりあげることにしたい。

○89～90年に北部各地から香港へ渡った新手の「ペトナム難民」流出問題、生活難と出稼ぎ　○転勤、転職によって夫婦が一緒に暮らせない「分離家庭」、女性も含めた単身赴任の増加、離婚の増加　○失業者、休業者の増大、そのなかで街頭にたむろする青年たち　○賃金格差の拡大、時間外のアルバイト、二重就職の増加　○生活が困難な北部山岳少数民族の南部への大量移住現象　○広がる汚職、綱紀の弛緩、密輸の氾濫、「カネ万能」の風潮　○労働争議の多発　○労働災害の頻発　○未成年の結婚増、労働力欲しさの早婚強制　○交通事故の深刻化　○泥棒、かっぽらい、すり、置き引きなどの犯罪の増加、犯人の低年令化、○売春とエイズの増加、「西欧式新麻薬」禍の広がり　○各種の武器・弾薬の横流し、強奪事件の頻発　○マフィア式国

際犯罪組織の出現 ○親の経的 lýによる中途退学者の続出進学の大幅減の深刻化、小学校教員の不足 ○階層分化、所得格差の一層の拡大 ○深刻な騒音、大気汚染、公害病患者も続出 ○学校へ通えない10代の少年、少女の都市への流入と一定地域への住みつき、宝くじ売り、新聞・雑誌売り、靴磨きなどあらゆる仕事でのその日暮らし ○青年の政治離れ、共産党員数の減少などなど。

ベトナム共産党は、1994年7月の第7回中央委員会総会で「わが国の工業化、現代化の方向に向けて2000年までに工業・技術を発展させ、新しい時代の労働者階級を養成しよう」との決議を採択したが、この決議に関連してブー・オアイン政治局員は、「文化的、道徳的社会生活の建設は、当面の大衆運動の課題」という論文のなかで「国民の生活が貧しいことから発生する犯罪、売買春、麻薬中毒、エイズ患者増加などの社会難、離婚など家族の離散、親による子どもの学業放棄、低賃金による教師の転職増加、青年の政治離れや享楽追求主義の克服などを後進性からの脱出口、「現代化」の緊急課題として論じている。

1995年1月の全国代表者でもこうした現状に対する危機感から「西暦2000年までの経済・社会安定・発展に関する戦略」の実現に赤信号が出ているとして「新段階で生起している新しい難問に適切に適応できない未熟さ、弱点」の克服について論議をしているが、1995年11月の第9回中央委員会総会で、1996年夏の第8回党大会で決定する議案ードイモイ路線10年の総括と今後の展望を盛り込んだ政治報告、および経済五ヵ年計画（1996～2000年）についての経済報告、党建設の一層の刷新をはかる党規約改正などを採択している。そこでは、第7回大会で決定された課題は基本的に達成され、深刻な経済危機から脱出できたがいくつかの不安定問題をかかえながら、国の「工業化、現代化」という過渡期の課題を本格的に取り組む新段階に突入し、社会主義をめざす路線が一層明確に策定されていることである。党大会ではこれらの議案をめぐって相当活発な論議が展開されることであろう。

## 4. 1992年憲法 (Constitution the Socialist Republic of Vietnam) の制定—ドイモイの政治体制

### (1)ベトナム憲法の歴史

ベトナムにおいては、1945年9月に「ベトナム民主共和国独立宣言」を発し、臨時政府は、総選挙を行なって、憲法制定議会を誕生させ、1946年11月、「ベトナム民主共和国憲法」を制定した。しかし、この憲法は、当時のフランスとの力関係を反映した妥協的な不十分なもので、その後政権を担っていたベトナム労働党は新しい憲法の制定する方針を掲げていたが、フランスとの戦争で1959年まで延期を余儀なくされていたのであった。1959年憲法は、草案が各級機関と全人民の討議に付されるなかから国会で採択されたもので、社会主義への過渡期の憲法であるとともに、ジュネーブ協定に基づく南北分断状況を克服し、全土を統一するという具体的な戦略的任務をおびた憲法という性格をもっていた。南ベトナムでも何回か憲法のようなものが制定されたりしたが、いずれも数次にわたるクーデターで国民的な基礎をもたない不安定なものであった。

1975年4月、ベトナム戦争が終結し、1976年に南北の統一が実現して国名はベトナム社会主義共和国となり、ベトナム共産党の主導のもとに新憲法制定作業が進められて1980年12月に「ベトナム社会主義共和国憲法」が国会で採択、公布された。1980年憲法は、全文147条から成るものであった。

この憲法の特徴は、ソ連、中国など他の社会主义国の憲法の影響を強く受けたものとなっており、国家の性格を「プロレタリア独裁の国家」と規定し、ベトナム共産党を「国家と社会を指導する唯一の勢力」と明記して、統一戦線組織（祖国戦線）の役割についても定めている。また、「社会主義的工業化」重視を柱とする急速な社会主义化路線を規定し、所有形態を全人民的所有にある国営経済セクターと勤労人民の集団所有のもとにある合作社（協同組合）経済セクターに限定しており、「市民の権利は、市民の義務と不可分である」とし、「勤労人民の集団主人権」という勤労人民が集団主人となる権利・

制度を保障する規定を盛り込んでいる。さらに、制定当時、ベトナムが置かれていた対外的な環境から「社会主義祖国の防衛」の章も新たに追加されるなど「準戦時的」な性格をおびたものとなっていた。

## (2)憲法制定経過

こうした憲法体制のもとで、ベトナムは深刻な経済的危機に陥り、そこからの脱出をはかるためには、憲法の basic concept と根本的に異なり矛盾するドイモイ路線を積極的に採用し、推進していかざるを得なかつたのであり、それらが国民的な支持を得て現実に諸成果を挙げている以上、ドイモイ路線、制度を憲法に明記し、その合憲性を確立していくことはきわめて重要な基本的課題であった。

中国の改革開放政策の推進、ソ連のいわゆるペレストロイカ、東欧諸国のそれへの追随など社会主義体制の動搖、不安定化が進むなかで、国会と党のレベルにおいて憲法改正のための諸作業の取り組みがなされ、1989年6月の国会で1980年憲法の改正が決議され、憲法起草委員会が発足した。その後発生したソ連のクーデター、ソ連共産党の崩壊はベトナムに深刻な衝撃を与える、そのために憲法改正日程を一部変更せざるを得なかつたが、憲法改正の基本方向はまとめられていった。1991年のベトナム共産党第7回党大会の「政治報告」は、憲法改正について、ベトナム社会主義国家の性格づけを従来の「プロレタリア独裁国家」という規定から「人民の、人民による、人民のための国家」へ変更し、「勤労人民の集団主人権」という観念を取りのぞき、「人民の主人権」(人民が主人となる権利)を復活させることなどを明らかにした。

国会の憲法改正委員会は、第7回党大会を前後して三次に及ぶ憲法草案を発表し、第三次草案を1991年12月に国会に提出した。1992年に入ると、約3ヵ月間この第3次案に対する国民に対する意見聴取が行なわれた。その後召集された国会に提出された最終草案は第3次草案に若干の修正を施したものであったが、国会は草案の条文を逐条審議して、1992年4月15日に満場一

致で憲法改正案を採択した。そして4月18日に公布施行された。正式名称は、「1992年ベトナム社会主義共和国憲法」である。「前文」と12章、147ヵ条から成っているが、改正は115条に及び、新たに23条が設けられており、一般に「1992年憲法」とよばれている。

### (3)憲法の基本的内容

憲法の基本的内容は、1987年以降のドイモイ路線、政策によって生み出された経済、政治の新しい状況を反映し、それに適合したものとなっているが、重要なことは、憲法改正がこれまでのベトナムの政治体制のドイモイを制度化したことである。

その政治面のドイモイの重要なポイントは、従来は一体であった共産党と国家の機能を分離し、司法権の独立を認めて三権分立制度を確立し、共産党といえども憲法と法の枠内において活動する、つまり法の支配に服するようとする。また国会の権限を大幅に拡大し、一院制の国会を党と政府から独立した人民の最高の代表機関、国家権力の最高機関、唯一の立法機関とする。これまで集団でベトナム国家を代表していた国家評議会はただ一人の大統領（国家首席）となり、省庁間の調整役に過ぎなかつた閣僚會議議長は政策決定権を持つ内閣総理大臣とする。このように「共産党を国家、社会を指導する勢力」とする一点を除けば、資本主義諸国の議会制民主主義と同じ政治制度へ改革しているのである。憲法各章のポイントは以下の通りである。

○第一章・政治制度－「プロレタリア独裁国家」の規定を削除し、「人民の、人民による、人民のための国家である」、「すべての国家権力は、人民に帰属し、労働者階級と農民階級、知識階層の同盟にもとづく」、ベトナム共産党は「…国家全体の利益を忠実な代表者で…国家と社会を指導する勢力」であり、「すべての党組織は、憲法と法律の枠内において活動する」、「ベトナム祖国戦線およびそのメンバー組織は人民の権力の政治的基礎をなす」

○第2章・経済制度－所有形態は「全人民的所有、集団所有、私的所有」を認め、国営経済、集団経済、個人経済、私的資本主義経済、国家資本主義経

済の各セクターを発展させる。「土地の使用権を法の規定によって移転できる」「個人および組織の合法的財産は国有化されない」「外資企業は国有化されない」

○第5章・市民の基本的な権利と義務－「ベトナム社会主義共和国では、政治的、市民的、経済的、文化的、そして社会的分野における人権が保障され、それらの人権は、市民の権利のなかにあらわれており、憲法と法律により定められる」、「市民は、法律の定めるところに従い、言論の自由、出版の自由を享受し、通信、集会、結社、示威の権利を享受する」、「市民は、民族、性別、社会的背景、信仰、宗教、文化的水準、職業、居住期間に関係なく、18歳に達すると、法に従って国会および人民評議会の選挙権を有し、21歳に達するとその被選挙権を有する」、「何人も裁判所の判決が完全に効力を有する前に有罪とは認められず、罰せられることはない」

○第6章・国会－「国会常務委員会は、常設的な委員会である」として、「憲法、法律、命令の解釈」などを含むその広範な権限と義務を定めた。

○第7章・国家首席－「国家首席は、国家元首であり、対内的および対外的に国家を代表する」、「国家首席は、国会代議員のなかから、国会により選出される」、「憲法、法律、命令の公布」、「国家副主席、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察庁長官の選任、解任、罷免」など多くの国会への提案権限を定める。

○第8章・政府－「政府は、国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関である」、「政府は、首相、副首相、大臣、およびその他のメンバーで構成される」、「ベトナム祖国戦線議長、ベトナム労働総同盟議長、大衆組織の長は関連する問題が討議される際、閣議に出席を求める」、「首相の任務」を定める。

○第9章・人民議会と人民委員会－「人民議会は、国家の地方権力機関である」「人民議会によって選出された人民委員会は、人民議会の執行機関である」

○第10章・最高人民裁判所と最高人民検察院－「審理において、裁判官と参審員は独立であり、法律にのみ従う」

○第11章・国旗、国章、国家、首都、国民の日－「国慶節は独立宣言を行

なった9月2日とする」

○第12章・憲法の効力と憲法の改正－「国会だけが憲法を改正する権限を有する。憲法の改正は、国会議員総数の少なくとも3分の2の賛成が必要である」

なお、憲法を改正した国会（第8期国会第11会期）では、国会選挙法を採択しており、その主な改正点は、国会の効率化のために議員定数を500人から最高400人に削減したこと、改正憲法に則り自発的な立候補を認め、その手続きを明確に規定したことである。この新選挙法の規定にもとづき1992年の国会選挙には初めて40名が立候補したが、祖国戦線の立候補者リスト作成の段階で大多数の者が立候補を取り消され立候補出来た者も落選している。リスト作成権限が祖国戦線にある限り、国会で批判的勢力が伸長する可能性はないという見方が強かったが、1994年11月の人民協議会（日本の地方議会に当たる）の選挙でハノイ、ホーチミン両市に加え甲市、北市で自発的立候補の「独立候補」が9人当選し（33人立候補）新しい政治の流れを感じさせる動きとして注目されている。しかし祖国戦線による推薦、立候補者リストの作成はやはり改善さるべき大きな問題である。

#### (4)民法典等諸法律の制定、改廃

ベトナムにおいては、ドイモイ政策の推進の過程で、部分的にそれに最低限必要な法律や法令がかなり制定されてきたが、最高法規である憲法改正以降、それを基準とした見直しや新しい法律、法令等が進められ、現在なおその過程にあってベトナム法体系はいまだ確立されているとはいえない現状である。1993年2月、ボー・バン・キエト首相は、政治・経済・社会・文化などすべての分野での法令の整備が急務であり、とりわけ経済分野の法制が最優先課題であることを指摘し、民法典・商法典・労働法典・国営企業法・協同・破産法・民権法等を整備し、社会の発展をはかるとともに、法律家の育成も急務であると強調したが、かっての宗主国フランスにも協力を要請している。「法治国家の建設」は、ドイモイ政策の中心的課題であり、今日もその

重要性が繰り返し強調されている。

ベトナムの国会における法案審議は、会期が通常6月末と12月末の年2回であるため国会に設けられた常設委員会が審議し、通常国会は承認の議決する。重要な法案が成立するのが6月末と12月末に集中するのはこのためである。憲法改正以降の国会でかなりの基本的法律が成立しており、改正土地法、農地税法・租税法改正、石油・ガス法（以上1993年6月）、企業破産法・環境保護法（同12月）、人民委員会および人民大会法改正、地方自治法、人民大會議員選挙法改正、労働法典（以上1994年6月）、出版法、著作権法（同12月）、国営企業法（以上1995年6月）、民法典、労働裁判所法（以上1995年10月）が公布されている。ドイモイ路線に基づく対外開放政策により1987年に新たに外国投資法が制定されてから今日までに15本の基本法が存在しており、関連法を加えるとかなりの数のものとなっている。

民法典は10数年前から制定が検討されていたが、1995年10月の国会で成立したものは第17次草案で7部35章54節834条から構成される尤大なものであった。国会では激しい審議を経て可決成立したといわれるが、基本的な争点は「個人の所有権（私的所有権）を民法上の権利として認めるかどうか」ということで社会主義の根幹にかかわる問題であった。長い論争の中からの民法典の制定を「社会主義とは決別したことを示す明りょうに提示する象徴的行為」という評価であるが、「社会主義への長い過渡期の入口」と現状の自己規定しているベトナムにとって市場経済体制を導入した以上民法典の制定はその発展のためにも必要なことであった。しかし、民法典が実際に適用されるまでには施行細則を含む手続法や関連法の整備が必要であり、まだ相当の時間がかかるであろう。

ベトナムの法源は、①いうまでもなく憲法を最高法規として、②憲法に次ぐものが国会が制定する法典・法律および国会決議、③国会常務委員会が制定する法令及び国会常務委員会決議、④国家首席（大統領）が制定する国家首席命令および決定、⑤政府が定める政府決及び議定、⑥首相決定及び指示、⑦中央官庁決定、細則及び通知、⑧地方人民会議決議及び弁法、⑨地方人民委員会決定及び指示となっている。なお、憲法や法律の最終解釋権は、

裁判所ではなく国会常務委員会が有しているのである。

#### (5)祖国戦線の組織と性格

ここで憲法の規定に明記されている「祖国戦線」について、いかなる組織なのか補足的に触れておきたい。

祖国戦線は、一種の民族統一戦線組織で、その前身は、先にベトナムの歴史のところで述べた1941年に結成されたベトミンであり、その後1951年にベトナム国民連合戦線（略称リエンペト戦線）を経て1955年に現在の名称となったものである。ベトナム戦争中に結成された南ベトナム解放民族戦線は、戦争終結後の1977年に祖国戦線に統合されている。

各種の大衆団体の組織連合体である祖国戦線には、労働総同盟、女性同盟、農民組合、ジャーナリスト協会、映画協会、美術協会など職業や社会グループが参加しており、中央レベルには首席団や中央委員会が設けられ、地方レベルもほぼ同様な機構となっている。祖国戦線の役割は、大衆を動員し、国家による政策立案や実施を側面から支援していくことで、憲法9条は、「戦線は、民族団結の伝統を發揮し、人民の政治的、精神的統一を計り、人民政権の建設・強化に参加し、国家と共に人民の合法的な利益を配慮し、それを保護し、人民を動員して主権行使させ、憲法と法の厳密な遵守を保証し、国家機関、選出された議員、國家の幹部、職員の活動を監督する。国家は祖国戦線およびメンバー組織の効率的な活動のための条件をつくる」と定めている。このために中央レベルでは、祖国戦線や労働総同盟や婦人同盟のリーダーたちは、必要に応じて閣議に参加して意見を表明したり、国会に法案を提出する権限を保障されている。

さきに触れたが祖国戦線には法令選挙における自由立候補を含めて最終的な候補者リストを作成する権限が与えられている。これはおそらく過渡的措置と考えられるが、国民のなかに不満があり祖国戦線への不信の原因ともなっていることで改善あるいは廃止されていく必要があろう。

祖国戦線の大会は、5年に一度開催されることになっており、1994年8

月、その第4回大会が開催されたが、大会には個人・私企業、各少数民族、宗教者各派、海外在住ベトナム人、学者・文化人の代表多数が参加し、祖国戦線の指導的組織であるベトナム共産党のドー・ムオイ職長は開会式の挨拶で、ベトナムの工業化、現代化という重要課題を実現するには、教育、医療、福祉、文化の前進、および汚職・腐敗、犯罪や麻薬、売買春、賭博などの社会悪をなくすなど各分野で広範な大衆運動を展開して、人民の自覚、支持をひろげる必要があることを強調した。ドイモイ政策の推進とそのなかで生じた社会的諸問題・影の部分の解決のために祖国戦線という大衆的な統一戦線組織の存在と活動がクローズアップされていることは注目されよう。

今日、政府がドイモイ政策とともに全国的に識字運動、「飢えをなくし、貧乏をへらす」運動、家族計画（一家庭に子どもは二人まで）普及運動、健康、栄養改善運動が展開されているか、この主体は祖国戦線とその構成大衆団体のようである。

## 5. ドイモイ政策下の労働問題の顕在化

1987年に着手され、対外的な諸関係の改善とともに本格的に推進されたドイモイ政策、とりわけ市場経済の導入は、今日までに深刻な経済危機からの脱出に成功し、経済の再建と国民生活向上へ一定の基盤を築きつつあるが、しかし、こうした光の部分だけでなく、さきに指摘したような社会主義をめざすベトナム社会にとって軽視できない、解決せねばならない重大社会的諸問題、つまりドイモイ政策の影の部分をクローズアップさせたのであった。

資本の利潤追求、労働者に対する搾取を容認する市場経済、資本主義経済は、必然的に労資の利害対立、階級対立を生み出し、労働問題を顕在化させるが、それは、他の社会的諸問題と深く関わり、それらの根幹をなす位置を占めるのである。

ベトナムは1945年のつかの間の独立、フランスとの10年戦争、南北分割とその後の南ベトナム及びアメリカとの民族の解放、南北の国内統一をめざす

戦争を年間の長期にわたる戦争に明け暮れ、「貧しきを分かち合う」闘いにおいては、労働組合運動は存在しても戦争の勝利に集中し、労働問題はほとんど顕在化する余地はなかったであろう。南ベトナムでは労働者の利益を守る自主的な労働組合運動は合法的に存在すること自体許されず、北ベトナムと南ベトナム民族解放戦線と闘う反共主義の労働組合運動だけで、労働者の不満と要求の解決を期待する困難であったが、それでも解放勢力の指導下にあった活動家の非合法的努力の中で賃金要求など経済的要求のためのある程度の取り組みはみられたという。ベトナム戦争の終結と南北の国内統一後は、社会主義国家として「すべての生産を社会主义建設へ」のスローガンのもとに国民的動員が行なわれ、国営企業下で労働組合はほぼ完全に存在していたが、労働者の不満、要求を労働組合運動が積極的に取り組み解決するという展開はなかったようである。

ドイモイ政策で市場経済化が広範囲に進み、外国資本も積極的に導入され、従来の国営企業、合作社のみでなく、民間私企業や個人企業が続々と設立されていくなかで、労資の利害対立が生ずるようになり、労働組合の組織化が進まず、既存の労働組合が活動力を低下、喪失させているために、かつてない多くの労働問題がつぎつぎに発生するにいたった。

以下、ドイモイ政策下の労働問題の状況、それに対する労働組合運動の対応、問題点など1994年6月に新労働法典が成立する背景、経過について見ておくことにしたい。その前に、現在のベトナムの労働力人口、雇用、賃金など基本的な労働統計によって明らかにされている状況を紹介しておきたい（岩見元子「ベトナム：移行経済の現状と問題点II」長銀総研「総研調査」No.39、その他の資料から）。

#### (I)労働力人口、雇用、失業、賃金関係の統計

○人口と労働力人口—ベトナムの1994年現在の統計によれば、人口は7,251万人（男性—3539万人 48.8%、女性—3712万人 51.2%、都市部—19.9%、農村部—80.2%）で、圧倒的に農村人口である。この内、男性16歳～60歳、女

性16歳～55歳の労働人口は、1993年現在、3700万人となっているが、1994年の労働法典は15歳以上の働いている者を労働人口とすることにしている。

労働人口の産業別構成は、農業労働者が72%と高く、工業労働者は10%余りと低くこの比率は過去10年間ほとんど変わっていない。これは工業化の進展の著しい近隣ASEAN諸国に比べて著しく低く、ベトナム政府はこれを西暦2000年までに20%に引き上げる目標を立てている。

○雇用状況－雇用形態別にみた労働者の分布状況は、都市では、賃金労働者が32.7%、非農業自営従事者が36.1%、自営農業12.3%となっており、農村部では、自営農業が55.1%と圧倒的に多く、次いで農業（自営プラス賃金労働）従事者が16.3%、農業自営プラス非農業自営の従事者が15.8%となってお

業種別労働構成

	1985		1990		1993	
	(千人)	(%)	(千人)	(%)	(千人)	(%)
物的生産部門	24,262	93.2	28,329	93.5	30,622	93.6
工業	2,800	10.8	3,392	11.2	3,522	10.8
建設	832	3.2	818	2.7	848	2.6
農業	18,808	72.3	21,689	71.6	23,684	72.4
林業	171	0.7	206	0.7	214	0.7
輸送	443	1.7	476	1.6	496	1.5
郵便・通信	36	0.1	38	0.1	51	0.2
貿易・商業	1,117	4.3	1,681	5.5	1,776	5.4
その他	45	0.2	30	0.1	31	0.1
非物的生産部門	1,768	6.8	1,966	6.5	2,094	6.4
住宅・公共サービス						0.0
・観光	227	0.9	295	1.0	322	1.0
科学	64	0.2	53	0.2	48	0.1
教育・訓練	683	2.6	803	2.7	848	2.6
文化・芸術	40	0.2	45	0.1	46	0.1
保健・スポーツ	277	1.1	303	1.0	327	1.0
金融	75	0.3	91	0.3	117	0.4
行政	289	1.1	240	0.8	240	0.7
その他	113	0.4	136	0.4	146	0.4
総計	26,020	100.0	30,295	100.0	32,716	100.0

出所：General Statistical Office, "Statistical Yearbook" 1993

岩見元子「ベトナム：移行経済の現状と問題点」より

### 雇用形態別労働構成

	農 村	都 市
賃金労働	4.2	32.7
自営農業	55.1	12.3
非農業自営	5.0	36.1
農業（自営+賃金労働）	16.3	6.3
非農業（自営+賃金労働）	1.0	3.8
農業自営+非農業自営	15.3	7.2
3形態の全て	3.2	1.6
合計	100.0	100.0

前掲 岩見論文

### 失業率とその状態（1992年）

生産年齢人口（千人）	37,155
失業率（%）	7.4
生産年齢人口の状態（千人）	37,155
就業者	31,815
学生	1,403
非就業者	3,937
潜在失業・失業者（%）*	17.3
働きたくない（%）	5.6
働きたいが求職していない	2.6
失業	8.3
非熟練者	14.9
初級技術者	0.8
熟練技術者	0.9
大学卒業者	0.7
16~29才	10.5
30~39才	4.1
40才以上	2.7

\*政府統計局による1992年のサンプル調査  
に基づく

出所：Ministry of Labour, "Statistical Yearbook of Labour-Invalids and Social Affairs"  
1993 他

前掲 岩見論文

り、ベトナムでもいわゆる兼業農家の割合が大きいことがわかる。現在、政府の農村における農産物加工工業の奨励や農林產品の加工輸入の外国企業の増加から今後この兼業農家はますます増えるであろうと予想されている。

○失業状況－「過去7日間の労働の有無」を基準にした統計によると、失業率は7.4%となっているが、これが実態を反映していないというのが大方一致した評価で、労働人口の70%を占めている農業労働者に数えられているであろう潜在失業者を含めると、広義の失業率は20%、700万人にのぼるといわれている。失業者数が年々増大しているのは、ベトナム戦争後に生まれた世代が労働者として労働市場に算入し始めたこと、カンボジア和平が達成されて多くの帰還兵が存在し、また戦時体制が解除されて軍隊が縮小されたこと、ソ連、東欧諸国に出ていた出稼ぎ者が体制の崩壊の中で帰国したこと、湾

岸戦争のため中東諸国からも出稼ぎ労働者が引き揚げてきたことさらにドイモイ政策により国営企業における人員削減が進められていることなどの事情が複合しているためである。求職中であるが職がないという完全失業者は、雇用統計上の数字に近い8%という調査結果もあるが、「働きたくない」とか「働きたいが積極的に求職活動をしていない」という者がかなりいて生活に困っているという切実さは見られないという。非熟練者の失業者が圧倒的に多く、技術のある者や高学歴者の失業率は低く、年齢別では、16歳～29歳という若い世代に失業者が多く、ただ街頭にたむろして無為に過ごしているといわれ、政府にとってはこの層に職を与えることが大きな課題となっている。

○賃金水準－工業の場合、現在のベトナムでは工業生産の70%以上を国営企業が占めているところから、賃金労働者の大多数は国営企業で働いているとみてよいが、ドイモイ政策によって民間企業、私企業、合弁企業、外国企業が続々と誕生しており、これらで働く賃金労働者は今後さらに増大することになる。国営企業の工業部門の平均賃金（月給）は、約27万ドンであり、鉄鋼、電気、電子、食品、燃料の各産業は平均賃金を上回っているが、大差はない。国営企業でも工業部門の賃金は農業・林業といった第一次産業よりは高いが、サービス業のなかの航空や通信のような花形産業に比べると低い。いずれにしても20～30万ドンという賃金は低賃金であり、生活が困難なため本業以外にも収入源を求めることがある。

国営企業は、ドイモイ政策により1989年4月から独立採算となり、賃金も各企業が独自に決めることができるようになったが、外資と合弁したり、輸出向け製品を生産したりして企業収益を上げる取り組みも行なっているため賃金も民間企業に比べると高くなっている。賃金体系は以前とそう変わっていない。

公務員の賃金は、各省庁毎に異なっているが、1993年12月の平均賃金は36万ドンである。このような低賃金を嫌って国営企業や公務員を辞める者が出る一方、新規に採用するにしても良い人材が集まらなくなっているという。政府は事態を憂慮して1994年になって公務員の賃金を引き上げたとのことである。

国営企業の賃金

	国営企業数 (93/6/1)	労働者数 (千人)	平均月給 (千ドン)
工業	2,271	743	267
電力	10	40	313
燃料	34	65	299
鉄鋼	14	19	388
非鉄金属	30	13	240
機械・機器	282	71	202
電気・電子	104	20	282
その他機械	115	22	174
化学・ゴム	183	54	315
建築資材	358	74	230
木材・木製品	139	22	243
紙・パルプ	43	15	271
ガラス・窯業	61	12	265
食糧	22	4	224
食品	381	95	311
繊維	106	96	260
衣料	107	69	253
皮革	41	26	225
印刷	116	11	295
その他	125	15	239
農業	661	273	144
林業	423	51	132
建設業	1,034	270	217
輸送	236	115	316
郵便・通信	3	51	404
貿易	1,774	265	237
その他	142	54	352
総計	6,544	1,822	243

出所：National Political Publishing House.Statistical Yearbook  
of Labour Invalid and Social Affairs,1993.

前掲 岩見論文

ホーチミン市統計局の調査による全業種の月当たり平均賃金は、1992年1～3月期は21.7ドル（約2218円）、1993年1～3月期は34.4ドル（3516円）となっている。

○最低賃金－1992年5月より外資系企業で働く労働者の最低賃金額がハノイ市とホーチミン市では月額35ドル、その他の地域で月額30ドルと決定され

93年6月のホーチミン市制定の最低賃金表

職種	給与水準(US\$/月)			
	1	2	3	4
1.雑役	80	100	120	150
2.召使	100	120	150	180
3.庭師	100	120	150	180
4.番人	120	140	160	200
5.コック	150	180	200	250
6.運転手	150	180	200	250
7.事務員	180	200	220	260
8.秘書	200	250	300	320
9.通訳	250	280	320	350
10.助手	300	350	400	450
11.代表者	500以上			

沼田 茂「爆発するベトナム経済パワー」より  
 るが、最近の新聞報道によると、労働・傷病兵、労働問題省は外資系企業の最低賃金を地域別にハノイ、ホーチミン市50ドル、ハイフォン、パリア、ブンタフなど中核地域45ドル、その他の地域を40ドルに引き上げる方向をボーバンキエト首相に提案する案をまとめたとのことである。現実にはこの金額すら守らない企業が多いといわれている。さらに、1993年6月には、ホーチミン市で外資系企業で働くベトナム人労働者について職種別、能力段階別の月額賃金を発表している（表参照）。全国共通のすべての労働者に適用される最低賃金は月11ドルである。

## (2)労働問題の顕在化に対する労働組合運動の対応

1987年以降の市場経済の導入を中心とするドイモイ政策が、経済を再建し、国民生活の一定の向上という成果を生み出した反面、社会的矛盾を激化させ、南北間の格差、都市と農村間の格差、貧富の格差は大きく拡大し、なかでもかってない様々な労働問題を多面的に発生させたのであった。さきにその幾つかをあげたが、失業の増大、解雇、転勤、転職、賃金格差の拡大、賃金の未払い、人間としての尊厳否定（殴打）、民族的な侮蔑、労働災害の増加、

た。それまでは月額50ドルであったが、その額の支払いが守られない状況の中で、外国からの投資をさらに誘発したいとする意向から減額したものである。これに對する労働者や労働総同盟の不満や批判はきわめて強く、引き上げを要求している

労働組合結成の妨害、労働争議・ストライキの多発などである。ドイモイ政策が採用された直後の1987年、1988年の段階では、ベトナム現地からのジャーナリストによる報道でも労働問題発生の状況はあまり伝えられていないが、1989になると外国資本の導入などドイモイ政策が生み出している重要な問題点として労働関係の報道が目立つようになってきた。「日本経済新聞」、「朝日新聞」、「赤旗」などから1994年6月労働法典が成立施行されるまでの間の特徴的な状況を拾って見よう。

○ドイモイ政策の直前直後の経済危機が深刻な状況にあるなかで(毎月20%近くのインフレ率が2年間続き、実質所得は2年前の30%近くに落ち込み、1987年10月には全国一斉に公務員給与の調整が行なわれて、北部では名目賃金は10倍余り引き上げられたが、それでも実質賃金は2年間の半分に過ぎなかった)、ベトナム「難民」(ポートピープル)が急増し、その深部には、資本主義へのあこがれ、搾取主義の風潮の広がり、「外国にいけば稼げる」という「出稼ぎ願望」が働いていた。その後インフレは奇跡的に急速に低下していったが、農村地域からの青年男女の都市での就職、結婚後の転勤、転職、夫婦一方の学歴等の理由による都市での就職難、就職地の生活条件や住宅事情の悪さからくる「単身赴任」「分離家庭」生活の広がりという労働問題と家庭家族問題が軽視出来ない問題として登場した。

また、東欧社会主義諸国で国際労働協力により「出稼ぎ労働者」として働いていたベトナム人労働者、約17万人が各国の政治変動と経済困難に直撃され、失職して追い出されるといった事態が発生した。これらの「出稼ぎ労働者」は、その後さまざまな苦労を重ねベトナム本国に帰国したが、それに中東諸国からの「出稼ぎ労働者」の帰国が重なり本国の失業事情を大きく悪化させる要因となっていましたのである。

○1990年には、ドイモイ政策によって食糧・食品生産、消費物資生産、輸出品生産の三大経済プログラムが目標を達成し、ベトナム経済が好調に推移するなかで、外国製品の流入や国営企業の資金・原料不足による不振で労働者の賃金の遅欠配、休業や工場閉鎖による労働者の失業が増え、1990年4月の国営企業の生産は、前年同月比で50%減、ハノイで6000人の労働者、ホー

チミン市も5月初旬現在、26700人が休業状態に置かれていた。

ドイモイ政策による市場経済化がこうした労働問題を避けがたい形で顕在させることになると予想していたベトナム共産党は、1988年のベトナム労働総同盟の第6回大会にグエン・バン・リン党書記長を送り、同党書記長は、私企業、外国企業の労働者をも対象にして運動に取り組む労働組合活動の刷新の必要性を提起し、行政・官僚的スタイルを改め、生活と権利を守り、生産労働の質を高める大衆組織としての自主性を強調していたのである。1987年、ベトナム労働総同盟は、1985年以降空席であった最高責任者の議長にフアン・テ・ズエト氏を選出していた。

○1990年、民間企業や外資系企業、合弁企業の設立が増大する中で、ベトナム政府は6月に「外資企業労務規則」に関する政令を公布し、国会は同月「労働組合法」を制定、7月に施行した。前者は、外資法16条に基づいて制定されたもので、内容は、雇用、労働契約、労使協定、労働組合、労働条件、賃金、社会保険、安全衛生、労働監督、労使紛争の解決などについて規定しており、充実した内容のものであった。

後者は、1957年制定された労働組合法を改定したものあとで紹介するよう、労働者の団結権と労働組合の権利と義務、労働組合活動の保障を定めている。しかし、この労働組合法でも労働者の基本的権利としてストライキ権は保障していなかったが、この法律の成立にあたってはかなりの異論も出され最終的には、439名の出席議員中、419名の賛成で成立している。

そして、あとで詳しく見るように1994年6月、ベトナム企業にも外資系企業にも共通して適用される労働問題を規制する立法として新しく労働法典が成立することになるのである。

○現実の労働問題に対処し、解決していくためには労働組合の存在と活動が不可欠であるが、国営企業では労働組合は存在しているものの、民間企業や外資系企業においてはその労働組合の組織化があまり進まない状況が続き、そのことが労働者の不満を増大させていた。1989年から2年間で、773の個人企業が設立され、3万人の労働者が働き、外国資本との合弁企業は約200件、そこへ吸収された労働者は1万4千人、国営企業以外の軽工業、サービ

ス部門の合作社（協同組合）企業やシクロ（輪タク）、三輪タクシー運転手などを含めてその労働者総数は200万人といわれているが、ところが、そのなかでの労働組合の数は僅かに134、組合員数は9000人に過ぎず、しかも134組織の企業における労働者の組合加入率は57%という状況であった。ハノイでは、工業部門の合作社のなかには25の労働組合が存在し、1000名を組織しているのに対し、ホーチミン市では900も合作社と個人企業が出来ているのに労働組合数は僅か30という低さである。このような組織率の低さの原因として、合作社の主任（組合代表）や個人企業の社長が労働組合の結成に反対し、経営の危機や不安定性を強調して妨害していること、労働者の側にも解雇や賃下げへの不安、組合活動の負担感などから消極的になり、諦めるという態度があること、また、既成の労働組合の幹部が長期にわたる国家丸抱えの状態に安住し、未組織労働者の組織化に本格的に取り組まないことが指摘されていた。

○このような状況のなかで、外資系企業に働くベトナム人労働者の低賃金の問題が大きく取り上げられるようになり、たとえば、1992年の夏にベトナム労働総同盟の週刊機関紙『ラオドン（労働）』は「外資企業の親方にぎられているベトナム人労働者の権利」という大見出しのもとに「外資系企業の半分は、政府決定の最低賃金より低い賃金しか払っていない」「労組が存在している外資系企業は全体の僅か2割」「政府はなぜ最低賃金を50ドルから35ドルへ引き下げたのか」「外資系縫製工場の役員は2千ドル、労働者は20ドル、同じベトナム人でこの格差」といった告発キャンペーンをおこなったが、ホーチミン市の外資系企業では、低賃金に対して抗議の声があがり、自然発生的なストライキも起きている。

ドイモイ政策の推進によってベトナム人相互の賃金格差、所得格差の増大にも関心が高まり、高校、大学で30年間教壇に立ってきた教授の月給が9万ドン、これに対して5年前に南部のブンタウの石油会社に技師として就職した青年の月給は、その教授の月給のなんと30倍の400万ドン、こういったことも広く明らかにされたが、同じ国営企業でも石油、民間航空、観光、情報通信など部門の労働者と赤字の国営企業の労働者との賃金格差が何十倍にも

なっている状況に対して、最低賃金制の早期決定は当然としても、まずこの天井知らずの賃金と賃金格差を抑制する緊急措置をとるべきだとする声が高まっていたのである。

○外資系企業、民間企業の急速な増大の中で、労働災害も多発し、南部各省では、1991年の9ヵ月間に93件の労働災害が発生、1992年は5つの省の工場で50人の死者、1993年は3月までに34件、死者37人という激増ぶりである。この原因について労働・傷病兵・労働問題省は、工場経営者の無理解、安全設備の欠如と労働監督官の不足、監督水準の低さを指摘しているが、監督官が省でたった一人のところもあり、全般的に労働災害防止法令の普及の不徹底、それらをこなしきれない状況—知識や経験が不足してどこをどう改善、補修し、安全設備を入れるか企業側に勧告できない—がある。生産第一主義の工場経営者は、監督官が注意をしても耳を貸そうともしない、外資系企業は安全設備は利潤を上げてからの課題としている、個人企業家は怠頭にもない、国営企業は安全上問題のある老朽設備を稼働させ、新入り労働者への安全教育や研修を怠る、また、労働者も失業者が多く存在しているので仕事にありつけるだけで結構という態度で安全衛生におかまいなく劣悪な労働条件のもとでも働く、労働組合にそれを黙認する傾向が生まれている、ベトナム人民軍機関紙『クアンドイ・ニヤンザン』はこのようなことと挙げて労働災害の防止を呼び掛けているのである。

○労働争議も目立ちはじめ、ベトナム労働総同盟の調査によると、1989年から1993年3月までに29件が発生し、そのほとんどがホーチミン市に集中している外資系企業においてであった。そのなかで、韓国との合弁かばんメーカー・リヨン社の争議が大きく報道されたが、それは、低賃金、時間外労働の強制(1日12時間労働)、韓国人監督者による暴力行為などに抗議した600人以上のストライキである。最低賃金の遵守や時間外労働の見直しを会社側が受け入れ、ストライキは三日間で収拾した。

多くの労働争議は、共通して最低賃金法令違反の低賃金、時間外労働、休日出勤の強制、劣悪な労働環境、時として実力行使にまで及ぶ外国人監督の横柄な態度などが原因となっている。ある縫製工場では労働者を一列に並

べ、外国人監督者が片端からピントを張るといった人間としての尊厳を侵す事件も起きている。

労働争議の多発を憂慮したベトナム政府は、1993年3月、外資系企業に対し1990年6月の「外資企業労務規則」と法律の厳格な遵守を求めた通達を出したが、通達ではすべての企業が平等で公開された交渉を通して、労働者と集団労働契約を締結を要請し、そこに含まれるべき項目である、賃金、ボーナス、超過勤務手当、労働時間、保険、安全衛生についてアウトラインを指示した。

### (3)ベトナム労働総同盟の組織と活動

○1993年11月にベトナム労働総同盟は、「職場のすみずみまでドイモイを」をスローガンに5年に一度の第7回全国大会を開催した。ここで簡単にベトナム労働総同盟について触れておこう。

さきに紹介した1992年の憲法第10条は、「労働者階級および勤労人民の社会政治的組織である労働組合は、国家機関、経済組織、社会組織と共に幹部、労働者、職員、およびその他の勤労者の権利に配慮し、それを守り、国家機関の活動を検査・監督し、幹部、労働者、雇用者およびその他の勤労人民が国家建設・防衛に参加するよう教育する」と労働組合の性格と任務を規定している。また第9条が「ベトナム祖国戦線およびそのメンバー組織は人民の権力の政治的基礎をなす」と規定しているところから、労働組合のナショナル・センターであるベトナム労働総同盟は、この祖国戦線のメンバー組織として憲法上求められている人民の権力行使を支える任務、役割を果たす基本的義務を負っている組織なのである。憲法第111条により、ベトナム労働総同盟議長は、労働組合に関連する問題が政府で討議される際には、閣議に出席を求められることにもなっている。このようにベトナムの国家と社会においては、労働組合の政治的、社会的立場は極めて高いといってよい。また、あとで見るように労働組合法、労働法典において総同盟に与えられている権限は強大である。

1993年2月、ベトナム労働総同盟と全労連との会談が日本で行なわれたが、そこでのベトナム側の報告によると、ベトナム労働総同盟は、420万人の組合員を組織し、21の産業別組織と53の省・特別市ごとに組織されている地方組織をもっており、産業別活動を重視している。中央執行委員は155名、書記局は15名、内議長1名、副議長2名である。

労働総同盟のドイモイの目標は、雇用確保と生活の向上、民主主義の確立、社会的平等の実現であり、活動としては労働者教育、企業管理への労働者の参加、労働者の権利擁護と生活向上の三つの課題に集中している。

共産党および国家との関係では、労働組合はその役割に従い、組織的にも活動の面でも独立しており、対等であると同時に協力関係にある。

ベトナムの労働組合の財政について、一事業体の賃金総基金の2%を労働組合の費用とすることが認められており、原価の一部を構成する。2%全額のうち半分(1%)はその事業体の労働組合の財政、残り半分(1%)は上部組織への上納へ充てられる。上納の配分率は、省の下にある県および中央直轄都市の下にある行政区レベルへは20%、省および中央直轄都市レベルへは40%、中央レベル(労働総同盟)へは40%である。もう一つ組合員が納入する組合費は賃金の1%で、その配分は、70%が事業体の労働組合の財政、残り30%は上部組織へ上納される。組合員が納入する組合費の総額は労働組合の全財政の10%程度を占めるに過ぎず、組合員の慶弔金の支払いに消え、したがって労働組合の役職員の手取費、活動費などはすべて賃金総基金2%からの収入によって賄われている。政府がこの2%の比率を減らす方向を打ち出す一方、労働組合の産業別組織、地方組織は労働者の雇用の場を確保する意図もあって、みずからが事業経営に乗り出し、その事業収入の一部を組合財政に充てることを促進しており、多くの場合、組合幹部がこの事業経営の責任者を兼ねている。

なお、ベトナム労働総同盟は、国際組織としては世界労連(WFTU)に加盟しており、その世界労連自体は東欧の社会主义国の崩壊、ソ連の解体、フランス労働総同盟の脱退などで弱体化しているが、国際自由労連(IFIC TU)系の情報誌によるとベトナム労働総同盟は、1994年11月の第13回世界

労働大会（シリア・ダマスカス）に大型代表国を送り、世界労連との絆を再確認しているとのことである。

○労働総同盟の大会を前に、共産党の機関紙『ニヤンザン』は、労働組合の組織率が企業数の増加に比較して低下していることを指摘し、その数字として個人企業数1292のうち労働組合がある企業は54、合作社企業4265のうち236、外資系合弁企業555のうち労働組合数75という状況を明らかにしている。外資系企業において労働者の自然発生的スト、座込みなどが多数発生しているのは、未組織労働者が多いことと、労働組合があっても執行部が管理職と兼任して、真の労働者の代表の自覚も乏しく、労働組合活動の経験もないことがその要因として挙げられていた。

第7回大会において、グエン・バン・トゥ議長は、基調報告において「労働力を商品とする市場メカニズムの浸透は労働者階級に直接的影響を及ぼし、新たな試練を提起している」「労働組合の権威はその非力さと弱点のため衰え、組合に対する労働者の信頼も低下した」「市場メカニズムに沿った生産調整の結果、86年末から92年末までに2千以上の国営企業が解体され、70万人以上の労働者が解雇された。ほかに、ほぼ同数の労働者が非常勤となつた」「こうした状況にどう対応すればいいのか。各労組は戸惑い、適切な対策を見いだせない」と述べるとともに、ベトナム労働総同盟の政治的、社会的立場から「労働者階級の利益は国益と不可分であり、労働組合は直接的利益の擁護のみを求めてはならない。同時に配慮すべきなのは基本的かつ長期的利益、つまり国家の安定と発展である」ことも強調したのであった。

大会を前にした地方大会では、「労働者の権利を守る、と紙のうえではいっぱい書いているけれど、職場では働く者の権利など見えないよ」「棚からボタ餅的権利でなく、権利は労働者一人ひとりがたたかいとするもの。労組執行部はたたかいをおれたちに呼び掛けていないではないか」といった労働組合に対する厳しい不満、批判や強い要求が相次いで出されていたが、労働総同盟が未組織労働者の組織化について、労働法典の制定を掲げ、労働者の不満、要求を解決するためにたたかい、オルグを派遣して取り組んでいくことを確認して以降、組合幹部からは「これまで経済危機のもと、経営者に同情、配

慮して、労働組合は受け身になっていた。経営者に労働者の利益、権利の代表者として、いうべきことはいって行動すること。ドイモイの先頭に立つべき労働組合のドイモイはまさにこれから」「労働者の権利をあくまでも守りぬいていく」という決意が表明され、また、これまで労働組合幹部を革命戦争時の功績、党委員会の幹部、経営陣での地位といったことで任命してきたことへの反省から活動能力、指導能力などをもった幹部を選出していく努力も開始されることとなった。

労働総同盟大会を前にした1993年7月、総同盟と内務省と協議してベトナム人民警察に労働組合を結成し、警察官だけでなく内務省が自給自立方針によって所有、経営している約70種類にわたる多数の工場、企業、商店、食堂で働く労働者も参加した。権力機関に労働組合が結成されたのは警察官や労働者の権利擁護、生活改善が提起されたからであったが、また、警察内部に頻発する汚職・腐敗事件を一掃することも目的に含まれていたため世論に歓迎されたとのことである。労働組合は、7人の幹事会を設置し、幹事長に女性警察官を選出し、組合活動家の養成、生活要求の集約、業務能力の向上を目指して活動を進めている。

#### (4)労働法典施行後の労働争議

以上の労働問題の展開と労働争議の多発の過程で職場で働く労働者の要求、ベトナム労働総同盟の運動により1994年6月、すべての企業、労働組合に共通して適用される労働法典が成立し、1995年1月から適用されて今日に至っている。労働法典の成立事情と基本的内容については別項で紹介することにして、ここではその後の報道されている主な労働争議の状況を取り上げておきたい。

○外国資本の投資が集中しているホーチミン市をはじめ南部各省では、労働法典成立後も労働争議が頻発しており、そのほとんどが相変わらず低賃金と長時間労働の強制が原因となっているが、また、外国人社長によるベトナム人労働者の民族的な誇り、習慣を侮蔑する言動が増えているのも特徴であ

る。設立されて1ヵ月あまりのある韓国系合弁企業では120人のベトナム人労働者が、働きが悪いといって約束した賃金を半分しか支払わないうえ、粗暴な態度で民族的侮蔑を加えた会社側に抗議してストライキを行なっている。この会社は、従来からの労働法上の雇用手続きを踏まず、労働契約も結ばず、労働組合の結成を妨害する不当労働行為をおこなっていた。

こうしたなかで、ベトナム労働・傷病兵・社会問題省、外国投資協力国家委員会、労働総同盟は紛争を起こしている外資系企業に対し、合併契約書と労働法などベトナムの国内法を遵守し、労働者に対して民族的な侮蔑感を示す態度や管理方法をとらないよう警告を発した。

さらに、ベトナム労働総同盟は、傘下の労働組合に対し次の三つの対策を提起し、実践を指示している。

- \*政府関係機関は、労働法の具体化を急ぎ、各企業の法違反の調査、摘発、処分を強化せよ。
- \*加盟組織の指導、未組織労働者の組織化、労働者の学習・教育を新段階に相応しいものに刷新し、幹部は各企業の現場を回り、外資系企業に適用されている最低賃金月額35ドルを2倍程度引き上げる世論を喚起しよう。
- \*労働者階級が政権を掌握していることの自覚を高め、外国人経営者の民族的侮辱を許さない権利意識を徹底化させる。経営者との紛争はあくまでも交渉での解決を目指すが、解決できない場合は、断固としてストライキ権行使せよ。

労働法典の成立後も外資系企業や民間企業において労働者のストライキは増加傾向を見せ、1994年はこれまで最高の40件、1995年は6月までに23件、政府機関に報告されない争議、企業内でもみ消された争議を含めるとこの3倍に達するという状況である。労働総同盟は、労働争議において労使双方とも労働法に違反する行為が多いことに警告を発したが、労働者側の「違反行為」というのは、団体交渉、仲裁委員会への提訴、ストライキ権行使投票で50%以上の支持を取り付けるなどの規定を踏まえず、「山猫スト」的に仕事を放棄するといった行為である。

こうしたなかで、1995年2月、ホーチミン市の100%外国資本の繊維工場

で700人余のベトナム人女性労働者が労働組合が結成されていないのに「仕事中にトイレへいく自由を認めよ」などひどい労働条件と就業規則の改善を求めてストライキを決行し、団体交渉で会社側に労働法典の遵守、労働組合結成の承認などを含めた要求をのませて勝利したケースが生まれ、内外の注目を集めている。

労働法典が施行されて一年経過した1995年12月にも、ソンベ省にある韓国資本のデルタ製靴会社（従業員600人）で重点生産ラインの労働者100人が賃上げ、長時間労働反対、残業料の支払いなど労働条件の改善を要求し、ベトナム人労働者に対する侮蔑的態度、殴打、怒声、圧力、不当な罰金などに抗議してストライキを行なっており、この会社は、労働法典を守らず、労働協約の締結もせず、社会保障制度も適用していなかったのである。

## 6. ベトナム労働法典 (Labour Code of the Socialist Republic of Vietnam) の基本的内容

### (I) 労働法典の制定施行の経過

ドイモイ政策が決定され、市場経済化推進の諸法律が制定されて行くなかで、これまでの国営企業形態の外に民間企業、外資系企業、合弁企業、個人企業が次々に設立されてそこにこれまでとは異なる「資本主義」的な労使関係が生み出されることとなった。

すでに見たように、新しい企業形態のなかにおいては労働組合の組織化が進まず、そこに参入した労働者は個々ばらばらの状態に置かれ、資本の利潤追求の中で低賃金、長時間労働、劣悪な労働環境、解雇、人権侵害等の労働問題が発生した。これに対してベトナム労働総同盟や政府機関もかって経験したことのない事態に適切に対応する能力を欠き、1989年にに入る頃から労働者の不満が高まり、自然発生的な抵抗としてサボタージュや職場座込み、職場退去などいわゆる「山猫スト」が頻発するようになったのである。また、

間もなく国営企業においても解体や非国営企業への所有形態の変更による大量の解雇、配転問題が発生していた。

ベトナムにおいては、経済再建の面のみでなく、これまたさきに見たように「ドイモイ路線の中心的任務」として「法治国家の建設」が掲げられ、憲法の改正をはじめ既存の法制度の全面的な見直しが検討され、新しい諸法律の制定、整備が進められていたが、国会への法案提出権も保障された組織である労働総同盟は、こうした状況から、とくに外資系企業における頻発する労資紛争の原因を検討するなかで、労働組合の組織化を成功させるためにも、労働諸条件の法的最低基準を確立するためにも、新しい労働法典の制定が必要であることを確認し、労働組合法の改正が施行された直後の1990年7月から法案の起草作業を開始した。

これまで、ベトナムにおける主な労働法関係の法規は、1957年11月の労働組合法を改定した1990年6月の労働組合法、外国投資企業に対する労働規制規則、1990年8月の労働契約法令、その他労働省関係の細々とした通知、決定などで、総合的な統一された労働法典は存在しなかったのである。

労働総同盟の草案作成の作業は、東南アジア各国の労働法制の調査研究や、さまざまな意見の聴取をおこなうなどして30回以上に及んだことであるが、そうしたなかで1993年7月に、国会の常設的な委員会で、憲法や法律、命令の解釈など広範な権限を有する国会常務委員会が労働法典の制定意思を表明し、労働総同盟の草案を基本とした法案が12月の国会に初めて提出された。これは、最初から議員の意見聴取を目的としたもので採択は予定されていなかったのである。

そして1994年4月に、国会における議論も踏まえた草案全文が公表された。また、草案にはそれまでの全国的な公開討論のなかで出された労使団体、法律学、経済学、社会学など各分野の専門家、ILOなどから寄せられた意見も反映されていたが、最終草案に対しても多数の修正意見が出された。こうして法律案がまとめられ、5月に国会に正式に上程されたのである。

国会では、直ちに委員会審議が開始されたが、5日間の審議を経た後、ストライキ権保障などをめぐって異論が続出し、白熱した議論が展開されたた

め、立法部門が法律案の手直しを行い、会期半ばにさらに2日間の本会議での慎重な審議を重ねて、各章毎に賛否を問い合わせ、最後に全文の採決をはかるという異例の措置がとられて6月18日成立をみることになった。採決結果は、議員総数394名、出席者総数332名、賛成326票、反対4票、棄権2票、議員総数394名に対する賛成率82.5%である。

労働法典の審議で議論が集中した条項は、憲法で保障された労働者の権利の具体的規定、雇用者と労働者の権利をめぐる問題で、とくにストライキ権の保障をめぐってであった。多構成経済セクター制度の下での労働者のストライキへの参加資格とその範囲、ストライキ権行使を決める投票や仲裁機関の手続き期限について異論が続出した。多くの議員がストライキの条件が緩すぎるのではないかと不安を表明し、なかには労働者の過半数というのは、現実的ではなく、執行部の3分の2ないし100%の賛成を条件にすべきだという意見も出されたということである。国営企業の使用者側、その業界別管理組織がストライキ権保障に批判的で強く抵抗したことも伝えられている。

労働者のストライキ権の保障については、1992年憲法の制定過程で発表された第一次草案には、「ストライキ権」の保障が提起されていたが、どのような理由によるものかその後削除されていた。労働法典による保障は憲法第50条の「人権は、市民の権利のなかにあらわれており、憲法と法律により定められる」という規定に基づき、労働法典において復活、保障されたことになったと見てよいであろう。ストライキの実施までには何段階もの事前手続きが求められるとはいえ、法的に「社会主義国」といわれてきた国の労働者に明確にストライキが保障されたことは画期的なことである。中国でも改革開放政策によって市場経済が導入され、労使関係が生み出されて労働争議が多発する状況下で1995年1月、ベトナムと同時期に後掲のような新しい労働法が施行されたが、労働者のストライキ権は保障されていない。この点でもベトナムの新労働法典の保障は注目されよう。

ストライキ権の保障をめぐってだけでなく、経営難の上、余剰人員の増大、滞貨の累積という経済状況の下で、労働法典の労働時間、休暇、定年制、企業内失業対策に関する規定に対しても意見が集中したといわれ、労働時間

を週44時間へ短縮する修正案などはこうしたなかで否決されている。

ベトナム労働総同盟は、最初の草案作りから推進し、4年目に成立した労働法典を歓迎したことはいうまでもないが、労働組合関係議員などは、労働法典の制定が、労使双方の権利を守る上で画期的と評価する一方、問題はいかに実行するかであるとし、実施面で不安を表明しているが、政府は、労働法典成立後、1994年8月、政府とベトナム総同盟との実務的関係に関する規則（国営企業に関するもの及び全国規模での政労関係にの緊密化に関する内容）、1995年1月、賃金規定整備に関する政令（賞与の支給基準、賃金遅配の際の保障の計算方法など）、労働協約に関する政令、同年5月、賃金スケール及び賃金リスト作成届出に関する通達、7月、就業規則制定に関する政令（従業員10人以上に締結、労働局への登録義務）を出し、同年10月の民法を制定した国会で同時に、労働裁判所法の改正を成立させるなど、じょじょに労働法制の拡充整備を進めているのが現状である。しかし、ベトナムの労働法制は、現実に発生する多種多様な労働問題の現実に直面するなかで、体系的に確立することになるであろう。

労働総同盟側も労働法典を労使双方に、教育宣伝によって周知徹底させる活動に取り組むとともに、労働争議の解決にあたっては労働法典の遵守を企業に要求し、労働者側に対してもストライキに入る場合には、所定の手続きを踏むよう指導を強めている。ストライキについて、グエン・バン・トゥ議長は「ストライキは、経営・労働の双方だけでなく、国民経済も損なう。ストライキはあくまでも最後の解決手段だ」と、ストライキ権保障への不安が高まるなかで、ストライキの旗振り役ではなく、労使間の調停役という姿勢を見せていたのである。

1995年12月の韓国企業で発生したストライキを報道したベトナム労働総同盟に機関紙「ラオドン」は、従来も指摘してきたことであるが、重ねて労働法典の不備も突きながら次のように論評していることは労働法典の定着と労働者の権利擁護にとって重要である。

「だれの目にも明白な現場の不当労働行為一つ一つに断固として抗議、闘争しない労組幹部や省、市の労働局職員に、問題意識の欠如と能力不足があ

る。外国投資法が外資に有利にできてはいる。ただし、労働者の権利擁護を補足する法令、通達、指示も多数出ている。ところが、それ自体に不統一、矛盾がある。紙の上で労働者の権利を擁護していても、それが実施されているかどうかを点検するシステムや保障制度にとぼしい。わが国に失業者が多く、せっかく得た仕事を失いたくないために、泣き寝入りする場合がかなりある。法制の実現とともに、労組自身がみずからの利益、権利擁護の意識を高めて、たたかう姿勢を堅持することは、今後増大する外資系企業で働く仲間のためにもなることを自覚すべきだろう」

まさに正鶴を射た指摘であり、労働法典を真に労働者の権利擁護の武器として定着させていくためには、その一層の整備を要求し、その実現に努めるとともに、労働組合の活動力を強め、権利意識を高める教育学習活動を系統的に実施し、労働協約、就業規則に諸権利を具体的に定めていくこと、そしてさらに労働問題を専門的に扱う弁護士など法律家集団を養成し、結集していく実務的能力を高めていくことが不可欠といえよう。

## (2)労働法典の主要条項

以下、日本労働研究機構の海外資料No.9の「ベトナム社会主義共和国労働法典」から、各章各条項の基本的内容を紹介しておこう。

前文－「労働」の意義と労働法典の目的

### (2)第1章 総則

- ：外資系企業の労使を含むすべての労使に適用を明記
- ：労使の基本的な権利義務を規定－「労働者は法律の定めるストライキを行なう権利を有する」「労働組合は、労働法規の規定の実施の検査や監督に参加する」

### (3)第2章 雇用

- ：雇用機会の保障は、「国、事業体及び社会全体の義務である」
- ：「使用者は、生産および経営の需要に合わせて労働者数を増減する権利を有する」

- ：事業の再調整と技術変化で失職した労働者の再訓練と雇用義務  
－解雇の場合は勤続年数に相当する月数分の失業手当、最低2ヵ月分の支払い
- ：大量解雇の場合は解雇者リストの公表と地域労働組合の同意を得て一人づつ解雇する
- ：法律により設立された求人サービス組織は、相談、求人紹介、求人募集援助労働市場情報の収集および提供、ベトナム人労働者の海外派遣の資本－許可証が必要－を有する（手数料徴収、労働・戦傷病者・社会福祉省が統一的に運営）

#### (3)第3章 実習訓練

- ：職業訓練施設に入所を許される者13歳、実習訓練契約の締結が必要

#### (4)第4章 労働契約

- ：労働契約の形式－期間の明示のない契約、1年ないし3年間の契約、1年未満の季節的労働または特定の労働についての契約
- ：労働契約の内容－従事すべき労働、労働時間、休憩時間、給与、就業の場所、契約期間、労働の安全・衛生に関する条件、社会保険
- ：見習い、試用期間（専門技能－60日、その他－30日、給与－最低70%相当）
- ：労働契約内容の変更（3日前通知）、契約実行の一時停止、契約の終結と労働者側及び使用者側からの一方的終了、その予告期間は契約の形式により45日（使用者側）、30日、3日前、退職金－勤続1年につき半月の賃金相当（賃金補助金も）

#### (5)第5章 労働協約

- ：労働協約の性格、協約締結交渉当事者の代表、協約内容、省級労働基準監督署への届け出と発効、協約の効力、使用者の周知徹底義務
- ：協約の締結は、労働者の50%以上が同意したときはじめて行な

われる

：協約の有効期間－1年ないし3年、協約の修正・補足、自動延長と消滅（3ヵ月経過後）

(6)第6章 賃金

：労働者の賃金と最低賃金、「政府は、ベトナム労働総連合および使用者代表と協議した後、各期ごとの共通最低賃金、地域別最低賃金、部門別最低賃金、を決定し、公布する」

：賃金の直接通貨、全額、一定期日、職場支払いの原則

：時間外労働－通常の150%、休日労働－200%、深夜労働－30%の付加給、休業中の賃金（使用者責任は全額、停電・断水等は最低賃金）

：合併、分割等の場合の賃金支払い保障の責任、破産の場合の第一の優先清算項目

(7)第7章 労働時間・休憩

：労働時間は1日8時間、1週48時間（危険有害労働の場合1時間～2時間、短縮）

：時間外労働－1日4時間、1年につき200時間の範囲、深夜労働は午後9時～10時から午前6時または5時

：休憩－8時間労働は30分、夜勤の場合45分

：休日－毎週1回（24時間継続）

：祭日（有給）－元旦、1日、新年（陰暦）4日、戦勝記念日（4月30日）1日、国際労働日（5月1日）1日、建国記念日（9月2日）1日

：年次有給休暇－同一事業体、同一使用者のところに12ヵ月勤務した労働者に賃金100%保障（通常の条件で働く者12日、過重危険有害職場と18歳未満の者14日、著しく過重危険有害職場の者16日）、勤続年数5年に1日の割合で増、年休の分割、2～3年のまとめ取得、未消化分の買い上げ

：年休賃金の前払い、12ヵ月未満の者の年休比例付与

：私用の有給休暇（結婚3日、子女の結婚1日、両親等親族の死亡3日）と労使合意による無給休暇

(8)第8章 労働規律・物的責任

：就業規則の制定義務（従業員10人以上）、就業規則の記載事項

：労働規律違反に対する制裁措置（謹賛、減給・配置替え、解雇）、解雇事由（窃盗、横領、機密漏洩、重大な損害行為、違反行為の再違反、無断欠勤－1ヵ月7日、一年20日）、省級労働基準監督署への届け出、使用者に違反行為の論証責任

(9)第9章 労働安全衛生

：安全衛生の使用者の責任と労働者の規則遵守義務

：「ベトナム労働総連合は、政府と協力して労働保護、労働安全衛生の国家プログラムの作成に参加し、労働保護、労働安全衛生に関する科学的研究プログラムを作成し、法規を制定する」

：労働者は、労働災害の発生が急迫し、生命や健康に関わるときは、作業拒否ないし職場退避の権利を有する

：労働災害、職業病の法的定義、隠蔽、虚偽の申告、報告の厳重禁止

(10)第10章 女子労働に関する特別規定

：女子労働の特別保護の意義

：「使用者は、事業体が必要とし、男女が同じようになし得るすべての職の採用において基準を満たす女子を採用しなければならない」

：産前産後休暇－4ヵ月から6ヵ月、2人目以上は1人に付きさらに30日

：妊娠7ヵ月以上と満1歳未満の子を保育する女子に時間外、深夜遠隔地労働の禁止、妊娠7ヵ月目から軽易業務への配転は、1時間の時間短縮

：生理中の女子に1日30分の休憩時間、満1歳未満の子を保育する女子に有給の育児時間（60分）

- ：使用者に託児室、保育室の設置か費用の一部負担の責任、女子労働者の職場復帰後の業務保障
- ：労働監督官に適当な人数の女性を含める

#### (11)第11章 未成年者およびその他の労働者に関する特別規定

- ：未成年者（18歳未満）の雇用手続きと労働時間（1日7時間、1週42時間）
- ：高年齢労働者（男子60歳以上、女子55歳以上）の労働時間
- ：身障者の労働者の労働条件規制と保護、恩典
- ：高度の専門的、技術的技能を有する労働者－多数の使用者との労働契約締結権と恩典
- ：ベトナム国内の外国組織および外国人個人、ベトナム国内に勤務する外国人のための労働、外国における労働－外国組織に就労するベトナム人労働者の最低賃金は、政府がベトナム総連合および使用者代表の意見聴取後決定し、公表する。その他はベトナム政府の定めるところにより行なわれる。
- ：その他の労働形態－技術分野の特殊な職業、業務・在宅勤務・10人未満の労働者を雇用する事業場・家内労働の基本的取り扱い

#### (12)第12章 社会保険

- ：社会保険の意義と強制社会保険の適用範囲（10人以上の労働者を雇用する事業体）
- ：疾病、労働災害、職業病、妊娠、定年退職、死亡の社会保険手当支給の要件
- ：社会保険基金－使用者の賃金総額の15%に相当する金額、労働者は賃金の5%納付、国家の納付、支援、その他の源泉
- ：社会保険料を支払った女子労働者には、出産休暇中の賃金100%相当の給付と出産手当金を支給
- ：男子60歳、女子55歳、社会保険料20年以上支払った労働者は、毎月年金の支給を受ける

#### (13)第13章 労働組合

- ：暫定労働組合の結成（未組織の事業体、新設事業体は労働法典施行後6ヵ月以内に省級労働組合連合が結成、その活動は政府が協力して定める）
- ：使用者の労働組合活動への協力と有利な条件を創出する義務
- ：いわゆる不当労働行為の禁止と労働組合の必要な活動手段を保障する責任明記（非専従労働者の組合活動時間－1ヵ月3労働日以上、労働組合職員への集団福利の恩典、組合役員の解雇制限－組合の同意が条件）

#### (14)第14章 労働争議の解決

- ：労働争議の定義と解決の原則
- ：個別的労働争議解決の権限と順序（基礎労働調停協議会－それがないところは各級の労働機関の労働調停員、人民裁判所）
- ：団体労働争議解決の権限と順序（基礎労働調停協議会－それがないところは県級の労働局調停員、省レベル労働仲裁協議会、人民裁判所）
- ：「労働団体は、労働仲裁協議会の裁決に同意しない場合、争議解決を人民裁判所に要請するかまたはストライキを行なうことができる」「ストライキは、労働者の過半数の投票もしくは署名で賛成した後、単位労働組合執行委員会により決定される」「ストライキ中の暴力行為厳重に禁止」「国民経済もしくは国家の安全保障および防衛に不可欠な若干の事業体でのストライキは禁止される」「ストライキが国民経済、公共の安全を著しく危うくする恐れがあると判定された場合、首相は延期もしくは中止を命じることができる」
- ：不法なストライキの規定、その判定権限は人民裁判所

#### (15)第15章 労働に関する国家管理

- ：ベトナム労働総同盟及び各級労働組合は、労働に関する国家管理の監督に参加する

#### (16)第16章 労働法律違反に対する国家の労働制裁監査

：国家による労働監督の主要職務と労働監督官の臨検権限－「労働監督官は、臨検中は、労働組合の執行委員会と密接な協力をしなければならない」

：労働法律違反の処分

#### (17)第17章 施行規則

：労働法典は、発効する以前に締結されたすべての合法的合意に適用される。法典の規定と比較して労働者に有利な協約は、引き続き施行されなければならない。適合しない合意事項は、修正もしくは補足されなければならない。

#### (3)1990年労働組合法

さきに1990年6月に外国企業の労働条件の法的基準を定めた「外資企業労務規則」とともに、1957年の労働組合法を改正した新しい労働組合法が制定されたことについてふれたが、それらの内容が1994年の労働法典に盛り込まれたとはいえ、廃止されたわけではなく、労働法典の労働組合に関する4カ条の規定とともに労働組合に関する基本法として効力を有しているのである。労働組合法は、憲法の規定に基づき「労働組合の機能、権限および義務」を定めた3章19条からなる法律であり、その主な内容を以下掲げておこう。

○第1章「総則」は、「労働組合とは、ベトナム共産党の指導の下に、自主的に組織されたベトナムの労働者階級および労働者（合わせて労働者と呼ぶ）の広範な政治・社会団体」「労働者の社会主义学校」と規定し、労働者の労働組合の結成、加入の権利、「機関、単位、組織の管理、社会経済の運営、国家の管理」への参加権を保障する。そして労働組合の任務として「労働者の権利および合法的正当な利益を代表し、かつ保護する」とと労働者に「公民の義務を遂行させ、祖国社会主义ベトナムの建設と防衛に努めさせる」としている。

○第2章「労働組合の権利および義務」は、ベトナム労働総同盟議長が政府の閣議に出席する権限を有することを定めるとともに、第5条は「1　ベ

トナム労働総同盟は、国会および政府に、労働者の権利・義務・利益に直接関する事項に関連する法律・条例案を提出する権限を有する。 2 労働組合は、国家機関と協力して、労働・賃金・労働保護に関連する法律、政策および制度ならびに労働者の権利、義務および利益に直接関係するその他の社会政策を策定する。 3 労働組合は、労働に関する政策・制度の実施を監督・検査する責任を有する」とし、第12条の1は「国家機関、単位および組織の長は、労働者の権利・義務および利益に直接関連する問題について決定する前に同労働組合と討議しなければならない」など労働組合との事前の討議、合意、労使の相互報告に関する規定が置かれている。

○第3章「労働組合活動の保障」は、第14条で「機関、単位および組織の長は、労働組合がその機能、権限および義務を遂行するに必要な好ましい条件を創出するとともに、それに必要な情報を提供する」とし、第16条の2は、「労働組合資金の財源について「a) 組合員から徴収する組合費、文化活動・スポーツ・観光・組合事業から得る歳入ならびに国際団体および外国の労働組合からの寄付。 b) 国家予算より給付を受けた経費、および機関・単位・組織から政府の規定に従って労働組合に移管された資金」と定めている。

#### (4)中国における新労働法

中国の1982年制定の現行憲法は、公民の権利として「言論・出版・集会・結社・街頭行進・示威の自由」を保障し、勤労者には「休息の権利」、女性には「男子と平等の権利」を保障していたが、ストライキの権利は保障していなかった。また、憲法に基づいて制定された1992年の労働組合法においても勤労者に対して「労働組合に参加し組織する権利を有する」と規定し、その労働組合の企業・事業単位に対するさまざまな要求権、意見提出権、協議権、それらに対する企業・事業単位の対応義務などは定めているが、同じくストライキ権とストライキについては何ら定めていない。

社会主义体制の中国では、企業の使用者と労働者の間には根本的な利害の対立、衝突はないとされ、これまで労使紛争はあまり伝えられて来なかつた

が、「改革開放」政策による市場経済システムの導入の中で、この数年、三資企業（合弁、合作、100%外資企業）において労使紛争は目立つとともに増加の一途を辿っている。國務院労働部の統計によると、1988年から1994年の6年間に100万件の労働争議が発生している。労働争議は、労働組合のない三資企業に多く発生しているとされ、その主たる原因是、中国政府によると、中国の労働法規に適合しない労働契約、低賃金、待遇面の不備、劣悪な労働条件や安全衛生環境などである。1994年9月末時点で賃金未払いの被害を受けている労働者は314万人に及んでいる。因みに、三資企業内の労働組合の組織率は25～30%程度とされ、ナショナル・センターの中華全国総工会は、1994年末までに50%以上の三資企業において労働組合を組織化することを目指していたが、その結果は不明である。

1993年に全国で発生した労働争議のうち、労働争議調停委員会に持ち込まれた件数は、前年比51.6%増の1万2,356件で、紛争の内容は、従来より変化し、外資側派遣管理者の中国人従業員に対する労務管理上の問題から発生するもの、労働環境を含む待遇改善の要求から発生するものに大別出来るという。

以上のような経過のなかで、中国では、1994年7月に全国人民代表大会常務委員会第8回会議において「中華人民共和国労働法」の法案が可決、公布され、ベトナムと同じ1995年1月施行されたのである。中国にはこれまで包括的な労働法ではなく、労働者の身分は憲法で保障され、労働問題は各分野別に単独で定められた労働規定などで対処されてきたが、市場経済システムの導入を契機に労働制度改革が新しい段階に入ったことや、労働争議の増加などにより複雑化する労働問題への対応として、新しい労働法の制定が必要となつたとされている。

新しい労働法は、13章から成り、就業の促進、労働契約及び労働協約、勤務時間及び休日・休暇、賃金、労働安全衛生、女性労働者及び未成年労働者に対する特別保護、職業訓練、社会保険及び福利厚生、労働争議などについて定めているが、適用対象は、中国国内の企業、個人経営者、国家機関、事業組織、社会団体及びこれらと労働契約を締結する労働者である。内容的には、

既存の労働法規体系の重要な部分を一つの法律にまとめており、特別に新しいものはないとしている。この法律でも労働者と労働組合のストライキ権は認められていない。第10章「労働争議」は、現実に発生した場合の処理機構と手続きを定めたもので「当事者は法により調解・仲裁の申請・訴訟の提起をすることができ、また協議で解決することもできる」としている。最終的な決着は、人民法院で争われることになるシステムである。

## 7. ホー・チ・ミン市の民間中小・零細企業の労働事情

今回のベトナム訪問計画を立案するにあたって企業、工場レベルの労働事情調査を重視し、準備を進めていたが、出発直前になっても見通しが立たず、結局ホーチミン市現地で個人的なコネクションを利用して協力を要請する以外に方法はないであろうということになり、ホーチミン市に到着してから、友人の知人でかつて南ベトナム政府の通産高級官僚で、現在東遊日本語学校長のグエン・ドゥック・ホエ氏を通して以下の三つの企業の聞き取り調査が可能となったのである。ホエ氏が連絡をとり紹介してくれたのは、ベトナム最初の民間企業で、やや規模の大きい中小企業、ベトナムの典型的な小規模零細企業、ベトナムに進出した日本の中小企業であった。聞き取り調査といつても突然であったために事前の設問をして回答をしていただくという準備の時間がなく、しかも会社側の代表からの聞き取りであり、労働組合なり労働者からの聞き取りができなかったという点で全く不十分なものであったことはお断わりしておかねばならない。いずれ機会を見てよく準備をし、労使双方の代表や労働者から職場のこと、労働組合の活動、労使関係の実態などについて総合的に聞いて実態を明らかにしたいと考えている。

### (I) サイゴン民間衣服輸出販売株式会社（縫製メーカー）

ベトナムでは、ドイモイ政策が実施された1987年から90年にかけ、旧ソ連との間で衣料の大口契約を締結したのを契機に、縫製業者が全国に雨後の筍

のごとく乱立、ミシンを踏める女性をかき集め、足踏み式・電動式あらゆる中古ミシンを買い集めて、仕事を請け負ったという。94年末現在、ベトナムには繊維・縫製企業として305社設立され従業員25万人、6万台の最新式ミシンを備え、ハノイやホーチミン市などの大都市にはミシン1000台以上を備えた民間企業が数社ある。

社長のTRAN・DUC・NAM氏（ホーチミン市人民委員会のメンバーでもある）の説明によると1988年にベトナム最初の民間企業として設立された会社で、ホーチミン市に二つの工場をもち、従業員総数860名（すべてベトナム人で内女性は85%、若干輸出先企業から検査のために派遣されてくる外国人がいる）である。

本社は市内住宅地に隣接した鉄筋白塗りの三階・屋上と五階の建物で、それぞれ二階三階が工場として使用され、数百台（630台－ほとんどが日本の重機ミシンとシンガーミシンの機械）ミシンが配置されて多数の若い女性労働者が働き、それに混ざって男性もミシンを踏んでいる。工場内部の職場環境は比較的整理され、労働者はなごやかな雰囲気のなかでスローペースで働いていた。一階は事務所と裁断など研究部門及び原料置場。



ホーチミン市 縫製工場の職場風景

製品はほとんどが諸外国（E C、オーストラリア、日本、韓国、台灣、香港）向けの柄もののシャツ、婦人服が大半。訪問当時、日本向けの冬物女性用ジャケットの納品作業が男女労働者の共同作業として行なわれていた。

労働者の大半は自宅から自転車とバイクによる通勤で、200人ほどが寮にはいっている。労働時間は実働10時間（午前7時30分から11時30分まで、1時間休憩、午後12時30分から6時30分まで）とかなり長い。もう一つの工場は2交替制で、一班は朝午前6時から午後2時30分、二班は午後2時30分から10時30分、それぞれ途中30分の休憩が与えられている。しかし、従業員がかなり疲れるといっているので将来は常昼勤務に一本化する予定である。

休日は法定の年間12日だけ、日曜日は休日ではないと説明しており、この点は労働法典に違反しているが、日曜出勤を常態化させていることが考えられる。その他年次有給休暇の実態も不明で、労働者があまり休暇を取らないで働き続けているのではないかという印象を強く受けた。会社側は、3ヵ月ごとに全社員による社員旅行（費用会社負担、工場は休業としてブンタウなどへ行く）を実施しており、非常に好評であるが、これも来年からは交替制にしたいと考えている。

賃金は最低賃金が法により30ドルと定められているが、平均年齢20歳の女子労働者の平均賃金が60ドル、賃上げ年10%程度、300ドルの者もいるとのことであった。

労働組合はあるという説明であったが、あいまいで実情はわからなかつたが、かなりやり手の社長で、強力なリーダーシップを発揮しているようで、労働組合があっても、実態的には有名無実のような存在ではないかという印象を受けた。労働法典も確実には守られているとはいえないような状況であった。

会社としての今後の課題は、新しい工場の建設と機械の購入で、都心から数十キロ離れているクチ地区（農村地帯）に従業員5000人規模の工場建設を考えている。

## (2)長江塑膠有限公司（プラスチック製造）

ホーチミン市チョロン地区の住宅・商店街の一角に鉄筋二階建の工場に33歳の青年社長チュ・ドン・チュウ氏（独身）を訪問、零細企業の典型的工場であった。

ベトナムのプラスチック産業は、ホーチミン市を中心に急速に拡大しており、255社の業者が存在して市の製造業の50%（？）を占めているといわれ、このチョロン地区だけでも民間企業14社が集中している。プラスチック製品の63%は、家庭用日用品雑貨で、この工場では菓子など食品包装紙を製造している。国内向けが中心で台湾にも輸出している。

この事業は現社長の父が始め、1980年父の死亡で引継ぎ、1994年に兄弟8人の資金的な面での協力によって（海外からの送金など）有限会社形態に変え、今日まで運営してきている。在ベトナム華僑のいわゆる華人企業である。

建物の一階が工場で、極めて狭く比較的大きな設備が一台と労働者一人が一台を扱う機械が数台目一杯置かれ、その他原材料、塗料が積まれていて雑然として足場もなく、職場環境は劣悪の方で、安全衛生的にも危険という印



ホーチミン市 プラスチック工場の職場

象を受けた。

従業員は15名（男性12名、女性3名）で、年齢は17歳から26歳、全員ベトナム人で工場の近くに居住しているとのことであった。

労働時間は朝7時から12時、休憩1時間、午後1時から5時の実動9時間。日曜日は休日。労働法が定める国民の祝日も休日。年末年始の休日は12月26日から1月6日。残業は普段はあまりないが、年末に多い残業手当は当然支給するが、割増率は200%

賃金は基本給のみで高い者は月100ドル、低い者で月40ドル、社会保険料は会社負担、昼食は現物支給で、賄いは社長の妹二人が担当している。良く働いた従業員に対してはボーナスを2～3ヶ月分を支給するようになっている。長い労働時間については、機械の自動化、作業能率を上げることによって短縮していきたいと思っている。労働組合については、その存否を聞かなかつたが、ない模様であった。

現在、市内タンビン地区に1200平方メートルの新工場の建設にとりかかったところで建設費は自己資金、自動化機械を導入、従業員は10人～15人規模にして従業員を新しく採用するが、現在の工場は残すつもり。製品は現在もいろいろ作っているし、研究もしているが将来は株式会社にして海外に広く輸出していきたい。

### (3)ベトナムA製造株式会社（進出日本企業）

この会社は、ホーチミン市南西部に位置する東・北・西の三面をサイゴン川に囲まれたタントゥアン輸出加工区にある進出日本企業である（ホーチミン市から約4キロ、車で20分）。取締役・工場長のI.M氏に面会し、いろいろと聞き取りを行い、工場内の視察と職場の撮影を許された。

\*日本のA株式会社は、ミシン針（60%）、メリヤス針（20%）を中心とした総合針メーカー、電子・OA部品（11%）、その他（9%）

従業員—男537名、女247名、平均年齢44歳（1993年12月現在）資本金5億5千2百万円 1950年9月設立

この輸出加工区は電気、水道、通信は整備されているが、地盤が弱く45メートルの地下に100本の杭を打ち込み補強。工業団地には間もなく銀行、警察、社宅等が建設、設置されるが、現在ここに進出を予定して関係当局に申請している日本企業は40社で、すでにライセンスを取得した企業21（却下8）。業種はミシン部品、メガネフレーム、縫製、金型、プラスチックなど。土地の賃貸契約期間は50年である。

この会社は、1994年4月に進出のライセンスを取得（台湾系の投資コンサルティング・サービス会社に諸手続きを委嘱してヘプサ（タントゥアン輸出加工区の事業主体）に申請、一ヵ月半から2ヵ月で終了）、工場建設は1995年1月から8ヵ月工期でスタートして一期工事が終了、8月1日に稼働した。12月から二期工事に入る予定である。

新設工場であるため建物も機械設備も新しく、職場は明るく清潔感があり、男女従業員はそれぞれのユニホームを着用し、その点タイの日本企業と共通している。

従業員は、ベトナム人93名、男女比は6：4、平均年齢は24歳（食堂の賄い、通訳等は年齢が高い）、従業員は5回に分けて採用し、1期生は6ヵ月間



ホーチミン市 日本進出企業正門

日本語の勉強をさせ1994年7月に3ヵ月間日本に研修派遣、2期生も同様で1、2期生は職場のリーダー、会計・コンピューター担当として位置付けている。3、4、5期生はワーカーである。ベトナム人労働者への日本語教育は、企業におけるコミュニケーションの確立のために必要と考えている。日本人は現在8名で技術担当者が中心である。

1994年6月に労働法典が制定され、本年1月1日から施行されており、会社としてもそれを守っていかねばならないが、現在就業規則を制定して政府に提出する段階にある。労働条件基準は厳格さとルーズさが混在しており、就業規則は政府への提出用と社内向けの二本立てで対処している。

従業員の採用は、ヘプサの雇用問題担当に依頼し、リストを提出してもらい、そのなかから選考し、40日間ないし60日間の試用期間を経て最終的な査定の上社員として採用する方法をとっている。その際期間1年の雇用契約を締結し、引き続き雇用する場合は更新することになる。その場合、採用者の住所、身分証明書を警察当局に提出してチェックを受けることになっている。

労働時間は午前7時から12時、午後1時から4時20分まで、休日は日曜日と法令に定められた国民の祝日、年休は12日である。

福利厚生関係では、食事は会社負担、作業衣と帽子は会社支給、社員旅行、健康保険、災害補償も検討しているが、医療対策（病院）をどうするかが今後の大きな問題である。

労働法典で新会社は6ヵ月以内に労働組合の結成が義務付けられ、結成の方法、役員選挙のやり方まで政府機関が直接指導に入ってくることになっている。組合が結成されれば労働条件等を中心にして労働協約がこれまた労働法典に基づき締結されることになろう。

以上のように、ベトナムの企業とは異なり、日本企業はベトナムでの事業活動を成功、定着させるために、ベトナム政府の方針、法律を遵守して慎重にことを進めており、この点は非常に大切なことである。

#### (4) 資本投資と日系企業の進出状況（ベトナム側の説明）

1995年11月に日本労働研究機構の招きで来日したベトナム労働科学・社会問題研究所の関係者が報告した内容を紹介しておくと次のような状況にある。

ベトナムへの投資は、外国投資法が制定以来、1995年5月までに、全部で1368に投資案件（203件の許可書が取り消されている）、投資総額155億ドルで投資速度が非常に早くなっている。投資している外国は49ヵ国（一位台湾、二位香港、三位日本）、投資対象は、ほとんどサービス業や石油開発に集中していたが、最近工業部門に集中するようになっている。投資形態は、合弁企業736件、100%出資の外資系企業331件（最近増える傾向）、経営契約・協力86件（日本の出資はこのパターン）となっている。現在、外国投資案件は、約7万人のベトナムの労働者を吸収し、外資系企業のためのインフラ建設、構造物建設を担当している建設労働者は10万人を超えており。その他に何10万人の労働者もその他の関連する仕事、例えば物を簡単に加工する仕事をしている。

ベトナムへの日系企業の進出は、この数年間にわたって案件数も投資金額も両方とも非常に増える傾向にあり、1993年第6位、94年第5位、95年3位となっている。100%投資企業は、19社（15案件は未活動）で工業部門が多い。合弁企業は68社でその71%は工業部門に集中している。

日系企業は、4,800人以上のベトナム人労働者を吸収しており、労働者の権利は保障されていて、まだストライキは発生したことがなく、労使関係は比較的良好である。ベトナムソニーでは、1995年6月に非常に完璧な労働協約が締結され、賃金は法定最低賃金35ドルを上回る70ドル、有給休暇は法定12日に対して18日を定めている。このような労使の協調関係は企業の発展にとってきわめて重要な要素であると信じている（日本労働研究機構『海外労働時報』1996年1月号）。

## 8. ベトナム人の社会生活－所得、女性、教育

1986年以降、ドイモイ政策の市場経済化の推進によって経済の再建に成功しつつあるベトナムに対する国際的関心が高まる中で、わが国でも「ベトナムブーム」とも呼ぶべき現象が生じており、企業関係者はもちろん、一般市民でも観光旅行や文化交流などがこれまでと比べものにならないくらい広く行なわれるようになっている。旅行ガイドをはじめベトナム社会やベトナム人について、その歴史、文化、政治、経済、宗教、文学、その他かなり詳しい紹介書、旅行記、ルポルタージュ、写真集など優れたものが相当数出版されていて、ベトナム理解に役立っている。

僅か半月程度の滞在でベトナム人の社会生活を細かく調査し、報告することなど到底出来ることではないので、今日の全般的な事情や特徴については、後掲の著書や報告書を是非読んで知ってもらうことにして、私は、旅行者や調査マンなどが共通して引付けられて疑問が湧くいくつかの状況について、その後調べたことを加えて報告しておきたい。

### (I)所得とバイク購入費用

○－統計的な国際比較によると、国民一人当たりの年所得は、約200ドルで世界の最貧国の一つとされているが、目に映る生活の光景や実際からそのように思われる点があるにしても、少なくともベトナムの大都市・ホーチミン市やハノイ市の道路を埋めつくし、ウンカのように押し寄せるバイクの洪水を驚きの目で眺めているととても最貧国とは思えなくなるのである。そのなかには、一見して新車と分かるものが相当数走っており、ほとんどが新車のようにも見えるほどであるが、一台2,000ドルから3,000ドルはどこから出てくるのだろうかという疑問が湧いてくる。

かつてベトナムでは、やはり市民の生活上の普通の交通手段は自転車かシクロで、ニュースや映画などのんびりと街中を走らせる光景を何度も見たことがあるが、今や主役は自転車、シクロからバイクに完全に代わっている。

シクロは1991年以来通行規制が強まり、1995年の7月ホーチミン市、8月ハノイ市でさらに通行禁止区域が拡大されているが、激増している交通事故対策の一環であろう。他の東南アジア諸国では、自動車が主役となってタイのバンコックに見られるように渋滞が日常化して、経済活動にも支障をきたすようなどうしようもない交通事情となっているが、ベトナムの大都市もバイクに代わって自動車が普及し、バンコクのようになるのだろうか。暗い気持ちになっていく。

現在、ベトナムで登録されている全国270万台のバイクのうち、70万台がホーチミン市、40万台がハノイ市である。若い男性は、後に女性を乗せたくてバイクを購入するようで、日本人男性が自転車を買おうとしたら、ベトナムの友人から、「あんたねえ、買うならオートバイにしなさい。自転車じゃ若い娘と友人になれないよ」と忠告されたという話があるほどである。バイク輸入の90%が「HONDA」で、ドリームは最も人気があり、価格は2,800ドル程度という。

○一年収200ドルのベトナム人がどうやって年収の何倍もするバイクを購入できるのだろうか。日本のベトナム経済の専門家によると、第一は、海外に在住する親類（越僑）からの送金（大量の難民が流出した南部・ホーチミン市では考えられるがハノイ市には当てはまりそうもない）。第二は、いわゆるタンス預金（苦しくて貧しい戦争の時代に買うものもないため僅かな収入をタンス預金にすることは考えられるが、バイク購入が出来る蓄財は考えられない）。第三は、汚職（汚職のみで高額のバイクを手に入れるのは至難の技）。第四は、アルバイト等の副収入、臨時収入利用（給与所得者のほとんどが給与の安さを補うためにアルバイトをしており、その収入は月収の何倍にもなるとのことで、ほとんどが共働きの夫婦がそれぞれこうして所得を増やせば購入代金、あるいはその一部に充てることは可能である）。第五は、質屋、無尽など伝統的民間金融、また親類、縁者、友人からの借金。第六は、賭事と宝籠（ベトナム人はかなり賭事が好きであり、宝籠もいろいろと売り出されているが、これで儲けた金を購入に充てるということはないのではないか）。—こういった点をあげているが、私には、祖父母の代からの僕約して貯めた

タンス貯金とアルバイト等の副収入、借金が中心で、それにさまざまな金が利用されているものと思われる。タンス貯金は主に貴金属や宝石の形で眠っているという。本業以外のアルバイト・副業としては、さまざまな商売に家族を総動員して手を出しており、街頭での煙草売り、食べ物売り、車の修理、レストラン経営などなど。公務員まで例外なく副業をおこなっており、政府もそれを「仕事さがし」として広く奨励しており、女性団体などは「仕事さがし」の運動を組織して進めているのである。国際的な統計では総収入は200ドルくらいであるが、このような実態を知っているジャーナリストなどは400ドルくらいではないかと見ている。

バイク購入財源の可能性を指摘した経済専門家は「ベトナム人の場合、二種類の所得、即ち、表に現われる所得と表に現われない所得とを持っている…やはり世の中の本道は表であり、健全な経済も本来表の経済のことであるべきだから、ベトナムにおいても、表の経済はますます発展し、裏の経済が表の経済に徐々に取り込まれていく形で発展的に解消していくことが望ましい」と述べているが（中臣 久「なぜバイクが買えるのか一個人の経済活動」坪井善明編『暮らしがわかるアジア読本・ベトナム』）、今後の経済政策によってこうした方へ進んでいくことになろう。

ここで市場経済化のなかでバイクの普及も関連して、ベトナムでは交通事故死が急増しており、ボ・バン・キエト首相は「ベトナム戦争時の北爆でも毎年4千人を死者を出さなかったのに最近の交通事故死傷者激増の惨状は絶対に放置できない」と本腰を入れた厳重な防止措置に乗り出したとのことであるが、1993年が死者4,140人、負傷者10,850人、1994年が死者4,897人、負傷者14,174人、1995年は1月から4月までに死者802人、負傷者2,023人である。この原因としては、鉄道輸送力の弱さに加えて、自動車、バイクの無検査の老朽車、各種自家製エンジン車の多さ、また運転手、通行人の交通法規、モラル、マナーの徹底、普及の弱さ、信号機の少なさなどがあげられているが、私達が旅行中によく見かけた超満員の長距離バス、その車体の上にどっしりとくくられた荷物、明らかに規定以上の重荷を積んだ大型トラックは恐怖を覚えるほどであった。

## (2)ベトナムの女性とベトナム女性同盟

○一ベトナムを歩いて非常に印象的であったことは、美しい女性が多く、アオザイ姿は魅力的で、純白の高校生の制服となっているアオザイは清潔感に心が洗われる気分になるほどである。ほとんどの女性が何らかの仕事に就き、仕事に自信をもって働いているように見え、生き生きとしててしっかりした女性という印象を与えてくれた。ベトナム航空の機内、空港の各オフィス事務、ホテルのレセプション、レストラン、田畠の農作業、工場内の労働、市場内の売場、街頭の出店などなどいたるところに進出している。結婚している男女は、ほとんどが共働きとのことであるが、そのためか朝は家族で外食が多いようで、ハノイ市でもホーチミン市でも毎朝街頭の出店や大衆食堂でフォー（ベトナムの米で製られたうどん－鶏肉や牛肉入りのもの）を食べる家族風景はごく普通である。

ジャーナリストとしてベトナム戦争中と戦後ドイモイのベトナムと10年間、ベトナムの歩みを見てきた友人は、「女性の強さは見事な位だ、たしかに仕事に自信をもっているし、それだけに男性と口論をしても絶対に一步も引かない、結局男性の方が引いてしまうことになるのが常だ、警察官と街頭で争う場合も同じだ、男性の側に女性とやりあうのは恥という考えがあるようだ、こども達の遊びを見ても女の子の方がグループを作つて男勝りの遊びをする」といって、「あれを見てごらん、男の子のあんな遊びは見たことない」と指差した方向を見たら、丁度独立宣言50周年記念日の行事が終わった会場近くの戦没者慰靈塔の前の広場で、10人位の中学生、小学生高学年の女の子らが、自転車を乗り回しスピードをつけて前方の車輪を高く持ち上げ、後方の車輪だけで走る大胆な遊びに興じていた。なるほどと感心してしまったが、ベトナム社会は、こどもの頃からいろいろな日常生活のなかで強い女性を育ててきたようである。

ベトナム戦争中の女性の活躍は伝えられ、パリのベトナム平和協定締結時の南ベトナム民族解放戦線・南ベトナム革命政府代表は女性で、その女性グエン・チ・ビンさんは現在副大統領である。戦後女性のいわゆる社会進出は

目覚ましく、各分野で活躍し、政府の重要ポストに就任する女性も増えていることであるが、その点は量的に見るとまだまだ低く、今後はさらに増加することは間違いないであろう。

家庭生活における女性の実力は相当のもので、儒教的伝統の影響から男性を立て、家族的責任を積極的に果たしつつ、共働きによって社会的労働に従事しているというのがベトナム女性の現状のようである。こうした状況を今日の女性解放の国際的な流れのなかで肯定的に評価することはできないが、男女が家庭生活の責任を含めて平等を実現し、女性の実力が全面的に発揮されるようになることを期待するものである。

1988年3月の国際婦人デーにベトナム共産党機関紙「ニヤンザン」に「農村婦人の重荷を減らそう」という論文が発表され、これは農村の女性が重労働を担っている調査結果を明らかにして「重労働は婦人の肩に背負わされている。さらに厳しい気候、複雑な野良仕事、疲れる手仕事という条件のもとで、この重荷はさらに厳しさを増す」と指摘し、また、ほとんど女性が担っている家事分担の調査結果と「農村婦人は農繁期には12～16時間働く。朝4時に起きて豚や鶏に餌をやり、家族の食事をつくり、朝6時から夕方の6時まで働き、夜も9時から10時まで家内労働している」と述べて「このような状況で婦人の解放ができるのか」を訴えていた。このような状況は農村女性に限らず、都市の職業労働に就いている女性についてもあてはまる実態ではないかと思われる。

このようななかで、さきにも指摘したように「離婚の増加」が問題になっていたが、1996年2月ハノイで活動しているジャーナリストがハイバチュン区（同区の人は30万人）の裁判所に問い合わせたところ、ざっと10年間、毎年平均2,000の結婚届が出て、約400件の離婚申請が承認され、その離婚理由は、①感情、意見の不一致36.9%、②どちらかに愛人できた17.5%、③夫の虐待16.2%、④家庭内のあつれき11.3%、⑤夫の飲酒、とばく11.3%、⑥生活苦2.8%、⑦病気、不妊2.4%の順とのことである。このジャーナリストは離婚の増加を、長年ひたすら忍従してきたベトナム女性の男女平等、女性の地位、権利をもとめる「決起」の現れとして、心の中で拍手をおさえられ

ないと書いている。

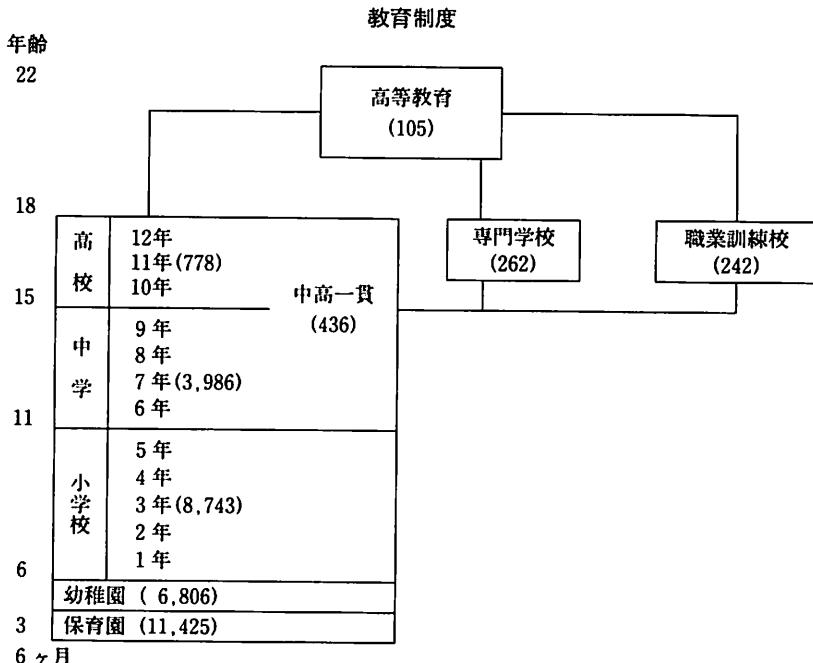
○—そこで、女性の全国的な運動組織であるベトナム女性同盟について紹介しておきたい。ベトナムにおける基本的な全国的大衆組織は、先に見たベトナム労働総同盟と全国農民組合、それにベトナム女性同盟である。全国農民組合は、南部地域を含めて1987年に再建された組織で、比較的新しい。

ベトナム女性同盟は、1930年に結成され、1961年に結成された南ベトナム解放女性同盟と1961年に合併して今日に至っている組織で、会員数は現在1000万人、組織は、労働総同盟と同様、53地方組織（各省・特別市単位）から構成されている。女性同盟は、全国的なキャンペーンとして家庭訪問、収入づくり、家族の生活の向上を目標とした女性同士の相互協力、育児、家族計画、栄養不良児、学校の中退児を減らす運動を展開しており、とくに女性の収入を増加させる運動に力を入れ、そのためのさまざま活動を積極的に行なっている。

女性同盟の活動で極めて注目すべき特徴は、1988年に「国際政策へのベトナム女性同盟の全段階での参加を保証する政府の責任について」という閣僚会議の規則をかちとり、女性・子供に関する政策の策定および決定については、ベトナム女性同盟の会長又は代理人が必ず参画しなくてはならないこと、女性同盟の合意がなければ女性政策は決定しないという特権を保障されていることである。

### (3)高い識字率、公務員再教育大学と日本語学校

○—ベトナムには知識人尊重の伝統があり民族解放闘争の中でも教育建設を重視し、ホーチミンは1945年9月の独立宣言直後に「文盲克服への呼びかけ」を発表して、民族の知性ともいるべき知識人と学生をこの国民的教育運動の教師として動員し、また普通教育を文盲克服運動と結びつける指導をすすめたのであった。ベトナムにおいては一貫して国民に対する教育が重視され、きびしい戦争の中でも推進されることによってベトナム国民の識字率は、90%近くにまで広まり、東南アジア諸国の中でトップクラス。



出所：Ministry of Education and Training, "Education in Vietnam: Situation, Issues, Policies 1993"

注：( ) 内の数字は1992/93年度の学校数

前掲 岩見論文

旅行中にいたるところで、市場では商売をしている女性達や、街頭の木陰ではシクロの運転手が客待ちの間一生懸命新聞や雑誌を熱心に読んでいる光景を目撃して、マレーシアやタイとはずいぶん違うなという印象を受けたものである。ここにも識字率の高さの一定の反映があるようと思われる。どんなものを読んでいるのかはよく分からぬが、日本でいう三面記事的な社会問題ニュースが中心に編集されている公安当局発行の新聞に人気があり、よく読まれてとのことである。ちなみに、1994年現在、外国において定期講読が可能な新聞雑誌は211種（ベトナム語177種、外国語34種）といわれ、これらの発行元は、共産党をはじめ、各種団体、行政官庁、地方自治体で、いわば「官製」であるが、今日では機関紙という印象はなく独自の取材で一般紙と

大学教育の推移

年 度	大学数	教員数 (1,000人)	学生数 (1,000人)	大学院生数 (1,000人)
1977—1978年	61	12.3	135.1	17.3
1978—1979年	80	15.3	150.4	20.9
1979—1980年	81	16.5	149.8	22.9
1980—1981年	87	17.6	153.9	25.7
1981—1982年	95	18.5	149.3	29.2
1982—1983年	92	18.4	139.3	33.0
1983—1984年	93	18.1	128.7	33.6
1984—1985年	94	19.0	125.7	27.9
1985—1986年	97	18.8	126.2	25.6
1986—1987年	96	19.2	126.6	24.3
1987—1988年	100	19.8	112.9	19.2
1988—1989年	103	19.9	128.0	19.6
1989—1990年	103	20.7	126.0	20.6
1990—1991年	106	21.9	129.6	20.9
1991—1992年	108	21.8	107.0	20.5
1992—1993年	109	21.0	136.8	24.8

出所：Economy of Vietnam.1994,p.202.

グエン・スアン・オアイン著『概況ベトナム経済』より

しての特色を出したものになっているとのことである。ドイモイ政策が採られるようになってからこれを優に上回る民間企業や団体、グループ発行の新聞雑誌が出されている。これら新聞雑誌は、主要都市では一般家庭でも街中のスタンドでも求めることができるが、ホーチミン市では少年少女たちが内外の新聞雑誌を小脇に抱えて売り歩く姿が見られる。関西国際空港から直行便が到着した日は、その日の日本のスポーツ紙を含めて各紙の朝刊をその少年少女たちからホテル前で買うことができる。少年少女たちは経験から一見して国籍、人種を間違えることなく、日本人には日本の新聞、中国人には中国の新聞、フランス人にはフランスの新聞を差し出して購買を求めるということである。これは私達の経験からも間違いない。

近年高いと言われてきた識字率の低下傾向が見えはじめており、これは農村において就学時の子供を労働力として使用する傾向が生じて初等教育中の中退率が高くなっていることと関係があることは明白である。

1995年7月のベトナム共産党機関紙「ニヤンザン」によると、現在なお読み書き出来ない人が全国に約800万人いるといわれ、その内300万人は15歳から35歳までの人々で、市場経済の移行の中で「国土の工業化、現代化」を国家的課題にしているベトナムで読み書き出来ない人々の増加は、共産党と政府にとって大問題となっている。とりわけ、山間部の少数民族、僻地の農村部では、学校と教師不足、交通難などで38%の人々が読み書き出来ず、未就学児童を多数抱え、平野部でも最も読み書きできない人々が多いのは南部メコンデルタの農村で33%を占めているという。1990年から4年間の行政機関と大衆団体あげての識字運動によって120万人が識字講座に通い、48万7千人が国家基準による読み書き能力を身につけることができたとのことで、ベトナム政府は、1995年中に15歳から35歳までの読み書き出来ない人々をなくし、西暦2000年までに全国の読み書き出来ないひとびとを半分に減らす計画を設定している。

○一ベトナムの教育制度は、1979年に導入されたもので、初等教育は、7歳から始まる5年制の小学校課程（義務制）、4年制の中学校課程からなる9年制の教育制度であるが、授業は施設や教員数の関係で午前、午後の二部制になっているところが多く、学費は無償であったが、ソ連の経済援助の停止以降、小学校課程のみ無償となる。中等教育は3年制の高等学校と1～2年制の職業訓練学校と技術者訓練センターがある。1993年現在、全国で109の大学等の高等教育機関が存在し、13万6800人の学部生、2万4800人の大学院生、約2万1000人の教員がいるとのことで、大学生は理工系学生の比率は、52%と相対的に高く、このことは今後のベトナムの工業発展において、優秀な人材を供給する潜在力があることを示していると評価されている。

○一ベトナムのホーチミン市滯在中に、街中の繁華街から少し入り教会に隣接したところにある公務員再教育大学を尋ねた。大学と呼ばれているが公務員研修所といったところだ。研修所の課長（女性）の説明によれば、これは南北統一後の1977年に創立されたとのことで、おそらく主として南ベトナムの公務員の再教育を目的としたものであったと思われるが、現在は、「経済学部」と「英語学部」の2コースがあり、やはり公務員が当局の許可を得

て1年間、週3日ないし4日通学している。年配者は昼間の時間帯に、若い者は夜間の時間帯となっている。教員は300人ほどで全員が非常勤講師とのことで、事務は25名の職員で担当している。

私が訪問したのは夕方であったため若者の通学時間帯にあたり、5時頃はぼつぼつバイクで通学が始まった程度であったが、時間とともに増え、講義が始まる6時過ぎにはそれほど広くない校庭は通路を残してバイクでぎっしり埋まっていた。学生は、女性が多いようで、この日も通学風景をみても、教室の受講風景を見ても若い女性が目立ち、講義はたしか国際経済と英語の講義が行なわれていたと思うが、二つの教室とも学生の熱心な受講態度が印象的であった。ベトナムの高等教育機関の現在直面している問題は、資金不足と施設・設備の老朽化であるといわれているが、この教室もどことなく老朽化した感じで、古くさい黒板と椅子だけであった。

○—私達は、ベトナムではドイモイのなかで日本語学習熱が急上昇しているというので日本語学校の代表的な一つである東遊（ドンズー）日本語学校長のグエン・ドゥック・ホエ氏を尋ね、いろいろ懇談するとともに、夜間に学校の授業を参観させてもらった。

ホエ校長を訪問したのは、新しく自らの手で構想、設計し、学校関係者が中心になって建設を進めている新校舎（基本部分4階、それに事務室、教室、教員宿舎）であった。まだ建設半ばで雑然としていたが、ある程度出来た教室では、昼間であったが、研究生の日本語書き取りの授業が行なわれていた。

ホエ校長の説明によると、東遊日本語学校は、1991年4月、学生数わずか18人でスタートしたが、生徒は年々増え、1994年は300人、1995年は1000人になって需要に応えるために校舎の増設となった。ホーチミン市で現在、日本語学習中の者は、3000人から4000人ではないかということであった。この学校の教員は、日本人9名、ベトナム人16名で、成績優秀な学生は、学校が推薦して日本の企業へ研修生として派遣している。私達のホーチミン市の工場訪問調査の通訳を担当してくれたソン青年も校長から僅か1年の学習で上達著しいということで評価され、1995年11月から日本で働くことになったとのことである。

ホエ校長は、現在私立大学日本語科の創立を申請中で、構想では、日本学科で日本の政治、経済、社会、憲法など日本の基本的事柄をすべて学べるようにしたいといっている。

後日、さきに公務員再教育大学を訪問した時、大学の施設を借りて開校している東遊日本語学校を尋ね、日本語の授業を教室の外から見学したが、生徒は圧倒的に若者が多く、一教室は20～30名ぐらいで、上級コースでは教師の質問に流暢な日本語の答えが話されていた。当日4教室で授業が行なわれていたが、どこも生徒が一杯で熱気が溢れていた。個人授業も行なわれており、30歳台の青年が日本人教師からテープを聞きながら講義を受けていた。

教員の控え室はまことにお粗末な部屋で、落ち着いて調べるとか、ゆっくり話し合いが出来る雰囲気はないが、書棚には日本語辞典や日本語関係の基本的なものが並べられていた。ベトナム人教師は30歳前後の若い女性が多く、日本人と変わらない顔立ちで日本語のレベルはかなり高いようだ。3カ月前に赴任してきた若い日本人教師といろいろ話し合ったが、彼は日本でサラリーマンをしていて考えることがあってベトナムにきて日本語教師をしながらベトナム語を学んでベトナムに貢献したい、したがって自分としては何



ホーチミン市 東遊日本語学校授業風景

時までというこではなく無期限に働きたいと考えているとのことであった。

ベトナムでは、外国語といえば年齢の高い人の中にはフランス語を喋れる人が結構多いと言われているが、これはベトナムがフランスの植民地であったことと無関係ではないであろう。今、日本語以上に学習熱は高まっているのは英語といわれているが、最近の日本経済新聞のハノイからの報道は「開放政策の進展に伴いベトナムの英語学習熱が猛烈な勢いで高まっている。英語学校の前の路上は、夕方になるとどこでも勤め帰りの人や高校生、大学生のバイクと自転車でごった返す。ハノイでは官製の英語学校だけで30を超え、毎夕数万人が英語のマスターに励む。大学などが運営するこうした官製の夜間英語学校は、週に大体10~15時間の授業で、授業料は月10~25ドルが相場だ。年間の国民一人当たりの国内総生産（GDP）が200ドル強だから負担けつして軽くはない」と報道している。

「戦時から戦後にかけてこの国南北に住んだ数少ない日本人の一人」を自認しているジャーナリストの井川一久氏はベトナム人の優秀な資質について「労働における勤勉さ、時間効率の概念、知的欲求の強さ、秩序感覚、組織力、勇敢さ、進取精神、現実重視などいかなる向きからみても、これほど現代社会に対応できる民族は、東南アジアでは華人を除けばベトナム人のほかに見当たりません。彼らの力量を何より雄弁に立証する事実は世界一の経済の軍事大国である米国と戦って屈しなかった唯一の民であるということです」と指摘している。私もこの指摘に同感したい。

## 9. ドイモイ政策の将来とベトナムの政治体制

最後に、ベトナム社会主義共和国が、ドイモイ政策によって従来の社会主义の基本原理と異なる市場経済システムを導入し、いわゆる「混合経済体制」を運営しつつ国民経済の一定の再建に成功し、現在、「西暦2000年までの経済・社会安定・発展に関する戦略」を推進している現状に対して、ベトナムに关心がある人々の間で、ドイモイの将来はどうなるのか、ベトナムには今後ど

のような問題が生ずる可能性があり、どのような事態が予想されるのか、そもそもベトナム共産党は「社会主義」というものをどのように捉え、社会主義への歴史的な「過渡期の入口」という期間をどの位のものとして考えているのか、予想される諸矛盾の発展と政治的、経済的、社会的危機に対して、ベトナム共産党は、どのように対処しようとしているのか、共産党による事実上の一党支配体制を将来的にも維持できると考えているのか、等などさまざまな疑問や批判が提起されている。これらについて、いくつかの見解をごく簡単に紹介しながら、若干の感想のようなものを述べてみたいと思う。

1989年以降、世界の社会主义体制が崩壊し、ソ連、東欧諸国が解体して資本主義国に変質するなかで、今日、表向き「社会主义国」としての看板を掲げているのは、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム社会主义共和国、ラオス人民民主共和国、キューバ共和国の五ヶ国であるが、中国、ベトナム、ラオスが、従来の社会主义建設路線とは異なる「改革開放路線」による市場経済システムを導入しており、キューバも最近同じ方向を追求はじめている。内情があまり明らかではないが、従来の社会主义路線を堅持して「独自の道」を歩んでいるのは朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のみである。

ベトナムがドイモイ政策を採用し、推進していることについて、それを根本的に誤りであるとする見解、あるいは批判的な見解は、ほとんど見当らないといってよい。その将来については、ベトナム共産党の一党支配体制の将来については、いろいろの見解がある。

アジア経済研究所の村野 勉氏は、「ベトナムは経済改革・開放政策が功を奏してきたため、中国同様、これまで根本的な政治改革をせずに済ませることができた。しかし、政治制度の改善もしくは手直しをしないと、体制維持は難しい。……鍵を握るのは経済の動向だ……インフレ再発にさえ気をつければ、政権に危機が訪れるることもないであろう」と展望している（「特集・胎動するベトナム」「アジ研ワールド・トレンド」No.2）。

北海道大学の坪井善明教授も「さまざまな仮定のなかで、何よりも経済発展が順調にいくかどうかが、やはり一番のポイントであろう」と指摘する

(「ベトナムー「豊かさ」への夜明け」)。

横浜国立大学の白石昌也教授は、この政治制度の改善、手直しに関わって、政権党の「共産党はその支配体制の堅持を、譲歩不可能な大原則と見なしているが、…長期的展望としては、共産党が現在と同様の形で、その支配を維持できる確証はない」「刷新の深化と経済の発展が、政治システムを改変させる圧力を生み出す可能性を否定できない。すなわち、政治的安定→経済的発展→政治的变化という筋道である」「共産党は様々な手段を用いて、共産党の威信をつなぎとめることに努めている。だが、刷新の進展とともに共産党支配が弛緩していく趨勢を、完全に押し留めることができるとの確証はない。そのような中で、最近になって祖国戦線やその傘下の大衆団体が再び脚光を浴びているが、それは共産党の指導性を確保しつつ、新たに生じ始めている私営セクターや中間階層に所属する人々を吸収し得る組織的枠組みだからである。……共産党による一元的支配から多元的民主主義への移行に当たって、過渡的な形態として祖国戦線が政権を担当することになり得るかも知れない。…そのような政治的变化が、今直ちに生じる可能性は少ないであろう。…国民の多くは、経済的成果を上げつつある指導部を、基本的に支持し、政治的变化よりも安定を必要と感じている。」したがって、共産党は「現体制の維持に努めるとともに、将来に生じ得る様々な可能性をも視野に入れて、そのための布石を敷くことが必要であろう。国民の側にも、理性と忍耐が要求されよう。21世紀を展望した上の自覚的努力が、指導者にも国民にも求められていると言える」と指摘している(「社会主義国家ベトナムの市場経済一対外開放政策の現状と将来」「ベトナムビジネスルールー法制・投資・税務」)。

外務省の中臣 久氏は、理論的な分析としては「ベトナムにおける社会主義が安定した状態のまま存続し続けるためには、社会主義が限りなく「暖簾化」乃至「看板化」し、その過程で、ベトナム共産党がマルクス主義の既存のイデオロギーの矛盾を上手に切り捨て、国民党として脱皮を図っていくことがどうしても必要となってくるのである。換言すれば、ベトナム共産党がこうした脱皮を上手に行なえるか否かが、ベトナムにおける社会主義の行方

を決定する最重要的要因となるであろう。」しかし「実際に辿っていく道は、おそらく遙かに糺余曲折に満ちたものとなろう。」と述べ、さらにベトナムにおける社会主義の行方を見極める別の最も重要な要素として隣国中国の社会主義の行方との関連をあげ、「結果として、ベトナムにおける社会主義は、中国における社会主義の変質過程を見るような形で進行していくものと考えられる」と結んでいる（「ベトナムのける社会主義の行方」「外務省調査月報」1994年度第3号）。

東京外国语大学の栗原浩英助教授は、「ベトナム共産党が基本的に歴史的経験から国民の志向を尊重するかたちでドイモイを採択したこと、さらには「自活」状況のなかでのベトナム人の家族・血族の繁栄重視傾向に起因する社会的分断状況と政治的無関心からして、一党制はしばらくは延命するであろう。……ベトナム共産党は、はたして多セクター経済の下で全セクターの利益を代表することが可能なのかどうか。確かにベトナムの一党制が構造的に一挙に瓦解する可能性を伴ったものではないにしても、社会的に経済格差が増大しつつある今日、共産党は早晚この問題への明確な回答を迫られることになると思われる。」とベトナム社会主義の歴史的経験の中から指摘する（「リレー連載・社会主義を考える⑨—ベトナムにおける社会主義の歴史的経験」「歴史評論」1995年4月号）。

東京大学の古田元夫教授は、国内の有能な人材を最もよく結集している組織であるベトナム共産党の「支配がどの程度続くのかは、経済発展の成否とともに、ドイモイのもとで多元化する国民諸階層の利益を、共産党がどの程度くみあげられるのか、言葉をかえれば『階級政党』から『国民党』にどのくらい脱却できるのかに、かなりの程度かかっているように思われる」とし、アジア諸国の現状を見るかぎりは、「展望があるようにも見えるが、同時に現代という時代が民主化を求める要求も国際化している時代であることを考えると、あくまでも未知の実験といえるだろう」と述べている（「ドイモイと政治」「もっと知りたいベトナム」第2版）。

最後に、ベトナム戦争中とドイモイ政策下のベトナム現地で活動した経験をもつジャーナリストの井川一久氏は、ドイモイ政策による経済を「共産党

の指導している資本主義」と認識し、ベトナム共産党関係者との議論のなかで、関係者が「社会主义に至る道筋は常に市場経済を経ない社会主义はない。ベトナムはまさに市場経済の入口に立っている。社会主义のモデルは市場経済を実践し、その市場経済を高度に発展させる過程で明らかになる。…その必然的過程の期間は、20年、30年という期間では全くない。われわれが考えている時間単位は世紀だ。この過程に何段階あるか分からぬが、100年以上かかるでしょう」といっていること、また、ベトナム共産党側は、経済改革のプロセスは、ベトナムの文化、ベトナムの伝統的社會構造と無関係ではありえないと考え、その点で最も似ている日本がモデルであると答え、共産党指導の市場経済下における社会的平等、公平の実現という点では、現在のところ北欧の社会民主主義、具体的にはスウェーデンが最も望ましいモデルと考えていることを紹介している。さらに、井川氏は、ベトナム共産党が党の死活を賭けて非マルクス主義知識人の入党を勧誘して、党そのものを多様化し、そしてベトナムの様々な社会集団、民族集団の最良の縮図にする方針をとっているが、これはドイモイの指導に失敗しないためには、マルクス主義者でなくてもいい、有能かつ清廉で、多くの市民に尊敬される人物なら誰でもいいという構えのようだと述べている(「ベトナムの『ドイモイ』路線(上)(下)」「国際労働運動」1993年6月～7月号)。

ドイモイ政策の決定からおよそ10年、一定の成功を収めつつある現段階において、ドイモイ政策とベトナムの「社会主义」についてその将来展望を明確に語ることは何人も困難であろう。何人かのベトナム問題に詳しい専門家の見解を紹介したが、いずれも重要なポイントであること確かである。

ここでまずはつきりさせておく必要があることは、ベトナムが国名に社会主义名を冠し憲法で共産党の指導的位置を規定しているにしてもそのベトナム共産党自身が現状を「社会主义への“長い過渡期の入口”」と規定していることを重く受けとめることであろう。それは井川氏が名づけたように「共産党の指導している資本主義」ということである。社会主义をめざすこの資本主義の「長い過渡期」が一世紀という考え方を重視する必要がある。この点で歴史学者の犬丸義一氏は、1949年の新中国における「中国人民政府協商会

義共同綱領」の段階では、社会主義工業国家には50年から75年を要するという考え方があったことを紹介している（「歴史評論」1995年10月号）。

ベトナム共産党が南北統一後、とくに南部における社会主義の政治、経済の建設を急速に、教条主義的に推し進め、一方カンボジア、中国との紛争、戦争が戦費を増大させ、結果的に国際的孤立化を招くなかで経済的困難を深めて「社会主義」の危機を生み出したように、今後もドイモイ政策による経済運営が困難に直面し、そこから国民の不満が高まって経済的危機へ発展した場合、それに共産党や政府による適切な打開策が採られなければ、それが政治的危機を引き起こし、現在の政治体制の存亡に関わる事態となるのは疑いのないであろう。その点、経済的危機の発生を未然に防ぐ経済運営がなされなければ、現在のベトナム共産党一党を中心とする政治体制を維持していくことは可能だとする認識は専門家の共通した見方となっている。

ベトナム共産党が従来の社会主義建設の教条主義的な政策と運営の自覚的な反省のなかから、現状を「社会主義への長期にわたる過渡期の入口」と規定し、ドイモイの経済政策として市場経済システムの導入を中心とした「混合経済体制」の下での経済運営によって経済危機の克服と国民生活の向上を目指したことは、正しい路線選択であった。その後ドイモイの経済政策に基づく実際の経済運営は、全方位外交による対外的諸関係の改善を背景に着実に推進されて、経済危機からは脱出することができ、国民生活も、新たな問題を生み出しつつも生活様式の改善、生活水準の向上の面で成果を生み出し、今日ベトナム経済は好調に推移して、新たな発展戦略が追求されているが、こうした現状から国民各層のドイモイ政策への支持は広がり、政治体制への大きな不満、批判も見られず、安定度を増して今日に至っているのである。この間、様々な克服さるべき社会的问题が発生し、とくに労資の階級的な利害の対立から労働争議が発生し、外資系企業の増加に伴って、それは必然的に増大したが、ベトナム共産党と政府の社会政策－労働法典をはじめとする諸法律の制定や指導が行なわれるなど必要な政策的な対応と措置がなされ、さらには、ベトナム労働総同盟やベトナム女性同盟など祖国戦線に結集した大衆団体が、積極的に問題解決の取り組みを強め、国民的な社会的運動

を展開して、国民各層の利益を守りつつ、経済危機の克服と安定的発展、教育、文化、医療、福祉などあらゆる面での国民生活の改善、向上に貢献してきたのであった。

今後、長期にわたる資本主義のもとでの過渡期においてベトナム経済にどのような問題、困難が生ずるのか、経済の専門家でない私には具体的に予測する能力はないが、ベトナム経済が今後も順風満帆で一路発展のコースを辿るとは到底考えるは出来ない。おそらく、国内的な経済的要因によって生ずる困難もあり、対外的経済関係の発展のなかで、関係諸国に生ずる事情の影響、波及による困難もあるう。あるいは、ベトナムを含むアジア、東南アジア諸国全体に同時的に発生し、ベトナム一国の力ではどうにもならない困難も充分に考えられるのである。

私は、ベトナムの国民が、ベトナム共産党や南ベトナム民族解放戦線の指導を受け入れ30年に及ぶ抗仏、抗米の民族自決権、国家的独立のための戦争に勝利し、またこの20年間の社会主义建設に苦闘し、その苦い経験の反省からドイモイ路線を創造、選択して大胆かつ慎重に推進している歴史と現状を見るとき、ベトナム国民と共に優れた資質と能力に強い信頼感を持つものであるが、今後生ずるであろう市場経済の法則からの経済的困難と危機に対しても、共産党と政府、大衆団体組織、国民の団結と協力で対処し、その犠牲を最小限に止め、改善し、打開の方向を見出だし、政治的危機への発展は食い止めるのではないかと思われる。

問題は、一国の政権党や政府、大衆団体組織、国民の努力では対処できない危機の場合である。最近の「アジア経済ブーム」に警鐘を鳴らす経済専門家の声が大きくなりつつあるが、そのなかに、ある論者の「東アジアの経済成長は、実は、急速な経済発展に伴う環境破壊、エネルギー資源の枯渇化、食料不足などがこれら地域をその内側から壊し始める危険性が強いのである」、東アジアの国々が「今後経済を発展させていくためには、なにがなんでも成長と環境・エネルギーを両立させる道を選択する以外に道がない…先進国と同じコースを歩めば、早晚環境やエネルギー制約の壁に突き当たり、経済発展ができなくなってしまうだろう」、「省エネ、省資源型で環境負荷の少

ないコースで経済を発展させるためには、先進国が開発した省エネ、省資源、環境修復、環境保全に関する先端技術を優先的に後発の国々へ移転させることが必要だが、同時に後発国が過去から継承してきた自然と共生するための知恵をフルに活用していくことも忘れるべきではない」という提起がある。(三橋規宏「アジアの経済発展－環境・開発が両立するインド型に支援を」『論座』1996年2月号)

これは、今後のベトナムの経済発展を進めていく場合の極めて重要かつ困難な問題点であり、優先的課題として位置づける必要があろう。「先進国がやってきたと同じやり方で、自分たちも経済を発展させる権利がある」という考え方はベトナム経済を破局に導くことは明白である。ベトナムに限らず、後発のアジア諸国には日本をモデルにしたこうした考え方が一般国民のレベルにまでかなり根強いものがあるが、それだけに国民に対する「ほんとうの豊かさとは何か」についての啓発、教育を重視し、環境保全と省エネ、省資源を基本に置いた経済発展の在り方、その下での国民生活の在り方、社会の在り方その具体的プランと姿を広く示して国民的な討議にかけ、そこから国民的合意を形成して経済発展計画を立案、推進していくことが求められているといえよう。ベトナムでもドイモイ経済の下で山林、森林の乱開発が行なわれ、それが自然の生態系に否定的影響を与え近年メコン川や紅河の氾濫、大きな水害、農作業への打撃をしばしば生み出すことから、環境保全への要求が高まり、規制も強化されているが、これには中国、ラオス、カンボジア、ベトナムの共同の取り組みが必要である。このあたりのことに関わってさしあたりベトナムがスエーデンモデルを構想しているという井川氏の紹介は注目されよう。

さて、ベトナムの政治体制、政党としてはベトナム共産党のみが憲法上の指導政党として承認され、その共産党も参加する祖国戦線が「人民の権力の政治的基礎」とされている体制について、わが国では一般的に「共産党独裁」と認識され、ドイモイ政策の市場経済システムには資本家階級の政党の存在も認める「複数政党制」が適合的な政治体制ではないかという議論があるが、この問題についてはベトナム共産党内部では議論があったようで結局は

否定され、1992年憲法が規定した現行の政治体制となっている。

この政治体制に反対する主張と運動は国内外に存在しているようで公安当局は最近130以上の団体を反体制組織として認定し、85組織を解散させたとのことであるが、ベトナムの戦後史からしても「和平演変」に対する警戒心を一層強く国民に呼びかけながら国家転覆の陰謀を事前に防止するのは当然であろう。

わが国のベトナム問題の専門家は、ドイモイ政策の進展のなかで、共産党の「国民政党」への脱皮、複数政党制の導入等の可能性があることに言及している。国民のレベルで共産党主導の政治体制を容認している状況の背景には、私は、経済運営が良好で国民生活が向上しているという現実があり、そうしたなかで政治的関心が薄らぎ、無関心状況が広がっていることの反映という面も否定出来ないが、何よりも共産党が国民の最良の部分を結集した政治組織であり、民族の独立のための戦争と革命を指導し、その目的を達成して、民族と国民の利益を代表する勢力としての国民的な信頼が根深く確立されていることではないかと思う。それと共産党とともに政治体制を支える祖国戦線とそれを構成する大衆団体組織が、協力共同して、あるいは独自にドイモイ政策の下で生ずる社会的諸問題の解決と国民の利益を守る運動に取り組み、国民諸層の自覚を高めながら、具体的な成果を挙げていることもあると思っている。

ベトナム共産党は、「人民の権力の政治的基礎」としての祖国戦線の存在と活動を重視し、1994年の祖国戦線の大会にベトナム共産党書記長が出席して、ドイモイ政策の下で社会的課題の前進と発生している社会悪をなくすために大衆的運動を組織、展開して国民の自覚と支持を広げる必要性を強調しているが、このようなことは祖国戦線と協力して解決を必要とする課題に取り組み、現在の政治体制の維持、安定をめざすとともに、将来予想されるいかなる事態にも対処していくとするベトナム共産党の決意と姿勢の表れとみることが出来よう。ベトナムには民族解放闘争の時期に広範な国民諸階層を結集した統一戦線運動の歴史的経験があり、その教訓から、長期にわたる過渡期において様々な事態から国民の政治的意識の変化、多様化に対応する

必要が生じた場合、私も白石教授が指摘されているように、共産党を中心としながらも祖国戦線を基礎とした統一戦線政権に再編される可能性はかなり大きいのではないかと考える。ベトナム共産党がさらに国民の良質な部分を結集して支持を広げ、大衆団体もその運動機能を強め、それらを基礎とする統一戦線政権が民主的に運営されるならば、予想されるいかなる大きな困難にも国民を結集して立ち向かうことを可能にするであろう。私は、このような政治体制がベトナムの将来的発展と長期的安定に決定的な意義をもつのではないかと考える。

私も、今後、アジア全体を巻き込む可能性のある経済的、政治的な変動が発生し、それは中国の激動が最も現実性があるようと思われてならないが、その場合、隣国ベトナムへの影響は相当広範囲に及び、政治体制が大きく揺さぶられる事態も充分起り得るのではないだろうか。こうした危機的な事態に対処し、国民の圧倒的多数の支持のもとにドイモイの政治、経済体制を維持し、「社会主義」への道を成功的に進めるためには、ベトナム共産党を国民の一層広範かつ強力な支持を獲得できる政党へ改革し、また祖国戦線と構成大衆団体も自己改革を遂げることが不可欠であろう。井川氏や古田教授が指摘しているような共産党の「体質改善」はこうした事態をも視野に入れた対応措置のように思われる所以である。井川氏が別のところで述べている「共産党は、民族解放闘争を指導したという過去の実績にあぐらをかいていたのでは、もう国民大多数の信頼を得ることはできない。政策形成と実務の能力、特に経済運営の能力を格段に強くし、文化とモラルの領域でも高度の規範を示さなければならぬ。党自身の改革による知的・倫理的ヘゴモニーを確立することによって、新たな権威を獲得しなければならない。つまり、党自身的改革、党の自己ドイモイが必要になった」という指摘は説得力に富んでいる(「メコン川流域の開発人々」)。

祖国戦線は、国民からは共産党と同一視されており、これまで存在感が薄かつただけに期待出来ないし、選挙の自由立候補制をチェックする「有害無益」の組織とする意見がベトナム国内ではかなりあることであるが、祖国戦線もこうした反民主的な役割は清算し、統一戦線本来の性格と役割を踏

まして、国民的課題解決の大衆的活動力を回復し、国民各層の信頼を獲得することが必要であろう。祖国戦線などもはやドイモイの進展と新しい憲法体制の下では、憲法上制度化されているにしても実質的には不必要になっているという意見もあるが、私は国民各層の要求や意識が多様化するなかでますます重要性は増していると考える。

ベトナムにおいては社会主義経済建設の失敗の経験のなかからドイモイの経済政策へ転換され、市場経済の発展を中心とする長期にわたる「混合経済体制」のなかで社会主義をめざす経済建設が進められつつある。そこにはソ連、東欧諸国、中国、そしてベトナム自身の失敗の教訓が生かされており、長期的展望に立った慎重かつ大胆な、しかもじっくり腰を据えた取り組みは、その過程で生ずる問題に対しては適切な対処を可能にし、将来の成功に繋げることになる。そして遠い将来における最終的な成功は、多様な社会主義経済建設の新しい経験として確認され、社会主義への移行の一つのモデルとなることは確実である。ベトナムが「社会主義のモデルは市場経済を実践し、その市場経済を高度に発展させる過程で明らかになる」といつている指摘は留意する必要がある。

ベトナム共産党が、こうした過程で国民の圧倒的多数に支援された「国民党」をめざしていることは間違いないが、それはベトナムの歴史と文化に根ざしたモデルなき「国民党」化であろう。これについて人民行動党の「一党独裁」体制によって経済の高度成長を実現させ長期にわたって政治的安定を確立したシンガポールがモデルではないかという意見もある。

ベトナムの「ドイモイ政策の生みの親」と言われる国際的エコノミスト、グエン・スアン・オアイン氏は、1996年1月、日本にジャーナリストにドイモイの今後について「我々は社会主義と資本主義を組み合わせた市場社会主義、いわゆる「ハイブリット・モデル」を作り出した。そのドイモイは非常に成功している。…農工業のバランスを取りながら、わが国に最適のモデルを創造、発展させねばならない」と語っている(『毎日新聞』1996年1月21日号)。

## おわりに

ベトナムのドイモイ政策に国際的関心が寄せられるなかで、わが国でも経済界においては次の資本進出の有力対象国として注目されていたが、1994年にアメリカがベトナム戦争以来の経済制裁・禁輸措置（エンバーゴ）を解除したのを契機に、それまで日米関係からベトナム接近に消極的であった日本政府、財界の対ベトナム姿勢が積極化し、投資、貿易などの経済的関係は急速に進みはじめ、村山首相の訪問、経団連ミッションの視察、ドー・ムオイベトナム共産党書記長の訪日と両国関係は「日越新時代」といわれる新たな段階に入った。そして1995年のベトナムのASEAN加盟、アメリカとベトナムの外交関係の樹立によってベトナムが完全に国際社会に復帰すると、改めてベトナムを含めたアジアの将来と日本の位置、役割についての論議が高まっている。こうした流れのなかで、一般的の日本人の間でもベトナムへの関心は広がり、観光の面でもベトナム各地を訪れる人々が急増し、日本人との生活文化の共通性を発見してアジアの他国の人々に対する以上に親近感を抱いているようである。私もその一人であるが、最近、比較的大きな書店に入つて驚くことは、ベトナムに関する本が、単なる旅行ガイドだけでなく、歴史と文化を中心とした全般的な啓蒙書、専門書、経済関係の実務書、ドイモイに関する研究書などが次々に出版されていることで、ベトナムへの国民的な関心の反映であろう。公立図書館でもかなり目につくようになっている。

私は、ベトナムに限らず、他国を理解し、永続的な友好関係を保っていくためには、相手国の歴史、文化の理解を基本にして、その国民の民族感情とさまざま領域の生活事情をしっかりと受けとめることがどうしても必要だと思っている。ベトナムの労働事情を調査してこの点の重要性を痛感したのは、労働争議の発生している企業の多くが外資系企業、合弁企業、とりわけ韓国資本に企業で、直接的な主要な争議原因がベトナム人の生活慣習を理解せず、その上民族的な蔑視の感情を露にし、誇りを傷つけているという事情を知ったからであった。まだ数が少ない日本の進出企業では労働争議が発生しておらず、日本企業自身、こうした経験から学び、ベトナム人の民族的感

情に配慮し、ベトナムの諸法規を尊重した労務人事管理に努めているようである。安い労働力と企業利潤、国の経済的権益のみに目を奪われ、ベトナムの経済的、社会的発展に協力するという誠意ある態度が欠けるならば、日越関係は構築できないといってよい。

このようなことがしっかりと理解され、守られていくれば、政治、経済、文化をはじめあらゆる分野での相互の協力、友好の関係は、持続的に揺るぎないものとして確立されていくであろう。ハノイの日本大使館に二年間勤務した外交官が、日本とベトナムについて「上品振るのではなく、眞の意味で相手を思いやる尊敬の姿勢をお互いが持てる国なのです。そうした豊かで素晴らしい伝統や文化、そして、習慣を持っている國同士が互いの民度を高め合い、尊敬を持って接し合えば、すべての分野で豊かな品位のある国が二つできることになりはしないか」(東郷 仁『ハノイからの招待状』)と述べているが、私も、僅かな関わりではあるが、そんな気がして同感したいのである。

しかし、私がもう一つ考えるのは、ベトナムを含めアジア諸国に対する戦争責任を政府と国民が明確にして深く反省していくことが欠かせないということである。戦後50年にあたっての「国会決議」の曖昧さ、政府閣僚の相次ぐ無反省発言がアジア諸国強い反発と失望を招いていることは周知の通りであるが、ベトナム戦争においても日本の戦争加担責任は重大かつ明白であり、にもかかわらずその点の責任の自覚と深い反省がなされていない。ベトナム戦争の責任が、アメリカはもちろん韓国など軍隊を派遣した国々にあることは明白であるが、日本は軍隊は派遣しなかったものの、日米安保体制のもとでベトナム爆撃の軍事基地の提供、武器弾薬、その他軍需品の製造、輸送など全面的に協力した戦争責任はけっして小さなものではないのである。日本の労働者階級や一般市民のベトナム反戦運動もこの加担の事実を明らかにし、その責任を追求してベトナム戦争に抗議し、即時中止させる取り組みになっていなかった点は重大な弱点であった。今後、日本、ベトナムのあらゆるレベルの交流において、この点の反省を表明して将来にわたる友好と相互協力の確立を追求していく必要があろう。

そして憲法の精神に立った国際協調主義の外交的姿勢を鮮明にし、平和共

存の原則に基づき、アジア、とくに紛争要因を抱えている東南アジアの安定、発展のために、大国中国とベトナムをはじめとする関係諸国との平和的協力の関係が確立されるように、国のレベルや民間のレベルでも積極的に、粘り強く進めてことが重要である。東南アジアにおける軍事的な紛争は絶対に避けなければならないのである。中国の国際世論を無視した核実験の継続、膨張主義的な外交姿勢には毅然と対処し、自制を求めていくことは日本の外交姿勢としてきわめて重要である。

最後に、市場経済の発展によって経済の安定的な成長と豊かな国民生活の向上を目指しているベトナムにとって、経済の高度成長を実現させて先進国日本の協力への期待は国を挙げて極めて高いものがあるが、日本は、これに応えて投資、貿易、基礎インフラの整備と技術移転など経済協力の面で可能な限りの援助を行なうとともに、環境、エネルギー、資源の面で経済の発展の制約条件が増大し、今後の発展の可能性についてグルーミーな認識がますます大きくなっていることについて、高度な経済成長を追求してきた経験からそのプラスマイナスを総合的に検討した教訓に基づいた経済成長の新たな追求の方向、その中の豊かな社会の在り方、その実現を目指す方法を提示してベトナム側と討論を進めることが必要ではないかと考えている。最早、ベトナムや中国その他のアジア諸国が日本の後追い的な高度成長を追求することは困難であり、そのために環境、エネルギー、資源の制約条件を無視するならば、それぞれの国の経済を破壊し、強いては地球を破滅へと導くことになろう。そのような取り組みは、日本自身の、新しい社会と国家への変革が一層強く求められることになるのである。

### 《参考文献》

この調査報告をまとめるにあたって近年出版された多くの著書、論文、ルポルタージュ、随想などを参考にさせていただいたが、以下基本的なものを掲げておく。

#### 【ベトナム全般】

- アジア・アフリカ研究所編『ベトナム』上下 1977年 水曜社
- 桜井由躬雄編『もっと知りたいベトナム』(第二版) 1995年 弘文堂
- 坪井善明編『暮らしがわかるアジア読本・ベトナム』 1995年 弘文堂
- 坪井善明著『ベトナムー「豊かさ」への夜明け』 1994年 岩波新書
- 矢島欣次・窪田光純著『新ドイモイの国ベトナム』 1994年 同文館
- 潤田順一著『勃興のベトナムーアジアを変えるドイモイ経済』 1995年  
中央経済社
- 伊藤千尋著『観光コースでないベトナム』 1995年 高文研
- 井出孫六編著『インドシナの風』 1994年 桐原書店
- 穴吹 充著『ベトナム人と日本人』 1995年 P H P
- アジア・ネットワーク編『ベトナム情報事典』(増補二版) えい文社  
1995年
- 東郷 仁・古屋典子共著『ハノイからの招待』 1996年 同朋舎出版
- 矢田部厚彦著『ヴェトナムの時』 1995年 スリーエーネットワーク
- A C G編集室『ベトナムわんさか共和国』 1995年 トラベルジャーナル
- 朝日ワンテーマガジン46『ベトナムへ行こう！！』 1995年 朝日新聞社
- 別冊宝島『ベトナム沸騰読本—ベトナムの息づかいをわしづかみ！』  
1995年 宝島社
- 大沢孝道著『ベトナムー長期滞在者のための最新情報55』 1995年 三  
修社
- 森脇晶子著『ぶらりベトナムーなりゆきまかせの一人旅』 1995年 機  
関紙出版センター
- 臣永正広・外山ひとみ著『ベトナム・ドリーム』 1995年 朝日ソノラマ  
【歴史・ベトナム戦争】
- 松本信宏著『ベトナム民族小史』 1969年 岩波新書
- 古田元夫著『ベトナムの世界史』 1995年 東京大学出版会
- 古田元夫著『ホー・チ・ミンー民族解放とドイモイ』(現代アジアの肖  
像10) 1996年 岩波書店
- 白石昌也著『ベトナムー革命と建設のはざま』 1993年 東京大学出版会

○ベトナム戦争の記録編集委員会編『ベトナム戦争の記録』 1988年 大月書店

○古田元夫著『歴史としてのベトナム戦争』 1991年 大月書店

○小倉貞男著『ドキュメント・ベトナム戦争全史』 1992年 岩波書店

○清水知久著『ベトナム戦争の時代－戦車の闇・花の光』 1985年 有斐閣新書

#### 【政治・法律】

○CONSTITUTION OF THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM

○日本労働研究機構『ベトナム社会主義共和国労働法典』(海外資料・No.9)

○日本労働研究機構『ベトナム労働法と日系企業』(JIL国際講演会講演録・No.26)

○鯛京正訓著『ベトナム憲法史』 1992年 日本評論社

○稻子恒夫・鯛京正訓著『ベトナム法の研究』 1989年 日本評論社

○五島文雄・竹内郁雄編『社会主義ベトナムとドイモイ』 1994年アジア経済研究所

○佐藤経明・白石昌也他著『変貌するアジアの社会主义国家－中国・ベトナム・朝鮮』 1995年 三田出版会

○松本三郎・川本邦衛編著『ベトナムと北朝鮮－岐路に立つ二つの国』 大修館書店 1995年

○三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』 1993年 日本国際問題研究所

○アジア経済研究所編『アジア・中東動向年報』(1987年版)、『アジア動向年報』(1988～95年版) の「ベトナム」の項

○鈴木康二「1992年ベトナム憲法の特色について」日本輸出入銀行『海外投資研究所報』1993年5号

○中臣 久「ベトナムにおける社会主义の行方－市場経済化の中での社会主义体制」『外務省調査月報』 1994年度3号

○古田元夫「ベトナムと社会主义」講座東南アジア学7「東南アジアの政治」 1992年 弘文堂 所収

○古田元夫「ベトナムの『刷新』と『社会主义』の堅持」「歴史評論」1994年

### 3月号

- 栗原浩英「リレー連載・社会主義を考える⑨—ベトナムにおける社会主義の歴史的経験」「歴史評論」1995年4月号
- 井川一久「ベトナムの『ドイモイ』路線(上)(下)」「国際労働運動」1993年6月号～7月号
- 井川一久「誇り高いドイモイの国—ベトナムの現代史と文化」「メコン川流域を開発と人々」1995年9月 日本国際ボランティアセンター  
【経済・労働】
- STATISTICAL YEARBOOK 1994 STATISTICAL PUBLISHING HOUSE 1995
- A LEGAL HAND-BOOK FOR FOREIGN INVESTORS IN VIETNAM THE GIOI PUBLISHER 1994
- SUNDAY VIETNAMNEWS SEPTEMBER 2 1995
- グエン・スアン・オAIN著『概説ベトナム経済—アジアの新しい投資フロンティア』(丹野 熊編訳) 1995年 有斐閣
- 日越親善協会編「ベトナム社会主义共和国・産業・貿易情報」 1995年 国際労働運動研究協会
- 中臣 久著『実感！ベトナム経済』 1995年 日本評論社
- 中原光信著『ベトナムへの道—日越貿易の歴史と展望』 1995年 社会思想社
- 関口未夫、トラン・バーン・トウ編『現代ベトナム経済—刷新（ドイモイ）と経済建設』 1992年 効果書房
- 白石昌也・糸賀了・渡辺英緒監修『ベトナムビジネスのルール—法制・投資・税務』 1995年 日経BP出版センター
- 沼田 茂著『爆発するベトナム経済パワー』 1995年 東洋経済新報社
- 久澤克巳著『新訂版・海外ビジネス事情シリーズ ベトナム』 1995年 総合法令出版
- 青山監査法人・プライスウォーターハウス『国際経営・投資ガイド・ベトナム』 1995年 東洋経済新報社

- さくら総合研究所環太平洋研究センター編「ベトナムでの事業展開」  
さくら総合研究所 1994年
  - ベトナム経済研究所編「ベトナム投資ガイド」1994年 日本経済新聞社
  - 経済企画庁調査局編「アジア経済1995」 1995年 大蔵省印刷局
  - 渡辺利夫編「アジア経済読本」 1994年 東洋経済新報社
  - 椎谷 正編著「1995年・海外労働事情の基礎知識」1995年 労働新聞社
  - 村野 勉他「特集・胎動するベトナム」「アジ研ワールド・トレンド」№2  
1995年5月
  - 岩見元子「ベトナムの社会労働事情」「日本労働研究雑誌」1995年2・3月  
合併号
  - 岩見元子「転換期を迎えたベトナム経済」長銀総研「総研調査」1991年  
9月号
  - 岩見元子「ベトナム：移行経済の現状と問題点」長銀総研「総研調査」  
1995年3・9月号
  - 中臣 久「ベトナム経済における労働と資本の問題」「外務省調査月報」  
1993年度3号
  - 古田元夫「ベトナムの労働組合の現状と課題」統一労組懇國際委員会  
「季刊・世界労働情報」№7 1986年夏季号
  - 「平成5年度 調査研究報告書・ベトナム」1994年 社団法人國際婦人  
教育振興会
  - 「平成6年度 国際交流セミナー報告書・ベトナムの女性のくらし」社  
団法人國際婦人教育振興会
- 【新聞・雑誌】
- 「日本経済新聞」・「朝日新聞」・「毎日新聞」・「読売新聞」
  - 「週間労働ニュース」・「赤旗」
  - 「世界」・「エコノミスト」・「世界の労働」・「海外労働時報」・「日  
本労働研究雑誌」・「アジ研ワールド・トレンド」